

# 総務企画委員会記録

## <第2号>

平成22年第6回沖縄県議会（12月定例会）

平成22年12月17日（金曜日）

沖縄県議会

## 総務企画委員会記録&lt;第2号&gt;

## 開会の日時

年月日 平成22年12月17日 金曜日

開 会 午前10時04分

散 会 午後 5時57分

## 場 所

第4委員会室

## 議 題

- 1 甲第1号議案 平成22年度沖縄県一般会計補正予算（第4号）
- 2 乙第1号議案 沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 3 乙第2号議案 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 4 乙第3号議案 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例の一部を改正する条例
- 5 乙第4号議案 特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 6 乙第5号議案 沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例
- 7 乙第8号議案 沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例
- 8 乙第9号議案 工事請負契約について
- 9 乙第19号議案 当せん金付証票の発売について
- 10 陳情平成20年第60号、同第65号、同第76号、同第83号、同第85号から同第87号まで、同第91号、同第144号、同第150号、同第175号、同第190号、同第191号、同第200号、陳情平成21年第19号、同第38号、同第58号、同第59号、同第66号、同第69号、同第88号、同第91号の2、同第100号、同第103号、同第104号、同第110号、同第111号、同第120号、同第122号、同第128号

号、同第144号、同第147号、同第171号、同第174号、同第175号、同第201号、同第202号、陳情第6号、第9号、第10号、第12号、第17号、第18号第43号、第61号、第71号、第82号、第96号、第130号、第141号、第142号、第158号、第163号、第168号、第169号、第192号及び第204号

11 閉会中継続審査・調査について

---

出席委員

委員長 當間盛夫君  
副委員長 山内末子さん  
委員 島袋大君  
委員 吉元義彦君  
委員 照屋守之君  
委員 浦崎唯昭君  
委員 崎山嗣幸君  
委員 新里米吉君  
委員 前田政明君  
委員 金城勉君  
委員 糸洲朝則君  
委員 新垣清涼君  
委員 玉城義和君

委員外議員 なし

---

欠席委員

なし

---

説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長 又吉進君  
総務部長 兼島規君

行政改革推進課長	池田	克紀	君
財政課長	平敷	昭人	君
企画部長	川上	好久	君
交通政策課長	下地	明和	君
科学技術振興課長	田中	建治	君
情報政策課長	武村	勲	君
農林水産部漁港漁場課班長	安里	和政	君
観光商工部産業政策課副参事	富永	千尋	君
観光商工部観光企画課長	下地	芳郎	君
観光商工部観光振興課長	嵩原	安伸	君
観光商工部雇用労政課副参事	又吉	稔	君
教育庁生涯学習振興課班長	佐次田	薰	君
教育庁文化課班長	萩尾	俊章	君
生活安全部長	波平	明	君
交 通 部 長	北川	秀行	君

---

○當間盛夫委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

甲第1号議案、乙第1号議案から乙第5号議案まで、乙第8号議案、乙第9号議案、乙第19号議案の9件、平成20年陳情第60号外56件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、総務部長、企画部長、警察本部生活安全部長及び警察本部交通部長の出席を求めております。

まず初めに、甲第1号議案平成22年度沖縄県一般会計補正予算（第4号）について、審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 ただいま議題となりました甲第1号議案平成22年度沖縄県一般会計補正予算（第4号）について、その概要を御説明いたします。

お手元にお配りしております「平成22年度一般会計補正予算（第4号）説明資料」により、御説明いたします。

今回の補正予算は、国の経済対策関連経費のほか、当初予算編成後の事情変更により、緊急に対応を要する経費について、必要な予算を措置したところで

あります。

説明資料の1ページをお開きください。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ130億5724万4000円となっており、これを既決予算額6153億4074万7000円に加えますと、改予算額は6283億9799万1000円となります。

2ページをお開きください。

歳入歳出財源内訳ですが、中ほどの歳入合計欄で説明いたしますと、国庫支出金103億2292万2000円、県債10億5820万円、その他の特定財源1億2175万2000円、一般財源15億5437万円となっております。

歳入歳出予算の内容については、後ほど御説明いたします。

3ページをごらんください。

繰越明許費補正について、御説明いたします。

繰越明許費補正は、現時点において平成23年度への繰り越しが見込まれる県営畠地帯総合整備事業などについて、繰越明許費を追加するものであります。

4ページをお開きください。

債務負担行為補正は、広域漁港整備事業費など6事業について追加を行うものであります。

そのうち、上から4つ目の「沖縄県立青少年の家」指定管理料と、その下の「博物館・美術館」指定管理料は、指定管理者の指定に伴うものであります。

5ページをごらんください。

地方債補正について、御説明いたします。

今回の地方債補正は、沖縄南北大東地区ブロードバンド環境緊急整備事業の追加と一般公共事業などの変更となっております。

6ページをお開きください。

歳入の内訳について、主なものを御説明いたします。

一番上の地方交付税は、7億7336万6000円であります。

2つ下の国庫支出金は、103億2292万2000円で、科学技術振興対策調整費から、7ページの中ほどの特別支援学校教育情報化推進事業までとなっておりますが、主に国の経済対策関連と沖縄特別振興対策調整費関連分であります。

一番下の繰越金は、平成21年度実質収支額の一部で、7億8100万4000円となっております。

8ページをお開きください。

県債は、10億5820万円となっております。

以上、歳入の合計は、130億5724万4000円となります。

9ページをごらんください。

次に、歳出の内訳について、性質別に御説明いたします。

投資的経費のうち、普通建設事業費の補助事業費について、主なものを御説明いたします。

企画部の2つ目の科学技術振興費3億9420万8000円は、知的・産業クラスター形成に向けた教育環境整備に要する経費であります。

農林水産部の1つ目の含みつ糖振興対策事業費18億1950万円は、製糖工場7カ所の製糖製造施設の整備に要する経費であります。

以下、10ページの下から2つ目の指導監督事務費まで、経済対策に関連して事業の追加を行うものであります。

11ページをごらんください。

一番上の観光商工部の特別自由貿易地域振興費6億7027万2000円は、うるま市の特別自由貿易地域における特別高圧の電力供給設備の整備に要する経費であります。

その2つ下から土木建築部となっておりますが、主に経済対策関連事業となっております。

12ページをお開きください。

土木建築部の一番下、公共離島空港整備事業費18億3856万9000円は、新石垣空港の用地造成工事等に要する経費であります。

以上、普通建設事業費の補助事業費の合計は、113億1343万8000円となります。

13ページをごらんください。

国直轄事業費ですが、農林水産部の土地改良管理指導費2248万4000円は、国営かんがい排水事業に対する県負担金であります。

土木建築部の公共国道新設改良費1億1000万円は、国道331号等の整備事業への県負担金であります。

14ページをお開きください。

単独事業費について、主なものを御説明いたします。

一番上の企画部の森林研究施設整備費5940万円は、老朽化した森林資源研究センターの移転整備に伴う実施設計に要する経費であります。

その下の福祉保健部の医務行政費1835万2000円は、地域医療再生臨時特例基金を活用した県立病院における助産師外来の機器整備等に要する経費であります。

一番下の公安委員会の警察施設費360万円は、県道の改良工事に伴う八重山警察署川平駐在所の移転整備に係る実施設計に要する経費であります。

以上、普通建設事業費の単独事業費の合計は、1億5035万2000円となります。

補助事業費、国直轄事業費、単独事業費を合わせた普通建設事業費の合計は、115億9627万4000円で、投資的経費の合計も同額となります。

15ページをごらんください。

その他の経費について主なものを説明いたします。

まず、物件費ですが、上から2番目の農林水産部の445万8000円は、平成24年度に予定されている第32回全国豊かな海づくり大会の開催準備に要する経費であります。

その下の観光商工部の9億8502万8000円は、本島中南部及び宮古島における天然ガス資源開発調査の実施に要する経費などであります。

一番下の教育委員会の1億1636万4000円は、特別支援学校16校に情報端末機器や移動通信システム等を整備するための経費であります。

以上、物件費の合計は、11億603万円となります。

16ページをお開きください。

維持補修費は、土木建築部の県単道路維持費1億2000万円であります、県管理道路のうち、観光地アクセス路線などの除草・剪定を行うための経費であります。

補助費等について、主なものを御説明いたします。

上から2番目の福祉保健部の介護保険福祉諸費2億3333万7000円は、介護給付の増に伴い県負担分を増額するものであります。

以上、補助費等の合計は、2億3494万円となります。

物件費、維持補修費、補助費等を合わせたその他の経費の合計額は、14億6097万円となり、これに投資的経費を加えた歳出合計は、130億5724万4000円となります。

以上で、甲第1号議案平成22年度沖縄県一般会計補正予算（第4号）の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、甲第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複するがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 今回の補正予算は、先ほどの説明がありましたが、国の経済

対策関連経費が圧倒的部分を占めていると考えていいですね。

○兼島規総務部長 そのとおりでございます。

○新里米吉委員 それで、全体的に圧倒的に国からの国庫支出金、そして次に多いのが県債になっていますが、県債は県債だけのものもありますが、国からの支出金等の関係で、国の持ち分が8割だったり、9割だったり、6割だったりして、それに対する対応費みたいなものをほとんど県債で充てていると見ていいですか。

○平敷昭人財政課長 県債は対応費等に充てております。要するに国庫の裏負担分に起債を充当しているという形になります。

○新里米吉委員 15ページの物件費その他の経費の場合には、国庫が圧倒的に多い中で、県債ではなくて一般財源を充てていますよね。これも恐らく国の持ち分があって、何%とかあってのことだろう一例えば観光商工部の天然ガス資源の場合には、国がどれぐらい持つて、後は一般財源で充ててとか。こういうことがあると思うのですが、下の教育委員会の特別支援学校の情報端末の件を含めて説明してください。

○平敷昭人財政課長 観光商工部でありますとか教育委員会の事業は、特に観光商工部の場合は調査事業になります。これは国庫が3分の2の補助率になっておりますけれども、内閣府のソフト事業の予算、本府予算になっておりますが、こういう調査事業の場合は県債の対象外といいますか、基本的には公共施設等を整備して、後年度まで施設が残らないものに関しては、起債は地方財政法上充当できないということになりますので、裏負担分は基本的に一般財源という形になります。

教育委員会の場合も、備品購入的なもので—これは沖縄特別振興対策調整費でありますけれども、それは移動、携帯端末とかそういうボード型の情報機器等でありますと、基本的に県債の充当対象ではないということで、一般財源対応でやっております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 本会議でもうちの渡久地議員が質問していますけれども、インターナショナルスクールに関する予算で、いわゆるインターナショナルスクールという性格について、まずその設立の経過を含めて改めて、どの程度の一協定書でいろいろ役割分担があったと思いますけれども、そのところから。まず、性格ですね。当初の事業計画から説明をお願いします。

○田中建治科学技術振興課長 インターナショナルスクールにつきましては、世界の科学技術の発展に貢献する沖縄科学技術大学院大学構想進展のため、国内外の優秀な研究者が安心して家族連れて赴任できる国際教育環境を整備すること。それから2点目にアジア・ゲートウェイ構想進展のため、アジアから国際金融やIT産業等の技術者や企業誘致のインセンティブとするということで子弟の国際教育環境を整備すること。それから3点目に国際教育に関心の高い県民や国内、海外の日本人子弟に対して国際教育環境を選択する機会を広げ、国際的な人材育成につなげることを目的に設置をするということで、県とうるま市、それから株式会社旺文社の3者の間で覚書を締結して、準備を進めてきたところであります。

○前田政明委員 その覚書の内容はどうでしたか。

○田中建治科学技術振興課長 覚書では、沖縄県は校舎建設費について募金や補助事業活用など、その確保に責任を持って最大限努力すると。それからうるま市はスクール開校までの準備期間、並びに開校後6年間は無償で用地及びセンターの既存施設を貸与するとともに、準備事務所の確保のほか、準備要員1名を派遣すると。それから旺文社におきましては、初期運営資金の準備をするほか、学校法人太田国際学園群馬国際アカデミーで培ったノウハウを最大限に活用し、必要人員を含めてスクールの運営について責任を持って対応するということになっております。

○前田政明委員 資金造成計画は当初どうなっていましたか。

○田中建治科学技術振興課長 資金造成計画につきましては、当初は校舎建設資金を募金等で集めるということになつておりましたが、それにつきましては、リーマンショック以来の経済不況等で募金がなかなか集まらないということで、平成22年度の当初予算におきましては、3.6億円はその学校法人が借り入れると。それから6億円は寄附金で集めるということと、それから3.9億円に

つきましては、県の補助金を投入するということで先の2月議会で計上させていただいて、予算を措置させていただいたところであります。

○前田政明委員 当初の資金造成計画ということで、校舎建設費、民間募金幾らとか。先ほどの補助事業。校舎建設費というのは民間募金で幾らでしたか。

○田中建治科学技術振興課長 当初は校舎建設費を15億円と見込んだところですけれども、その後に1割圧縮して13.5億円ということにしました。それで13.5億円を寄附金等で集めるということを考えておりましたが、なかなか集まらない状況がありますということで、その13.5億円を、3.9億円につきましては県からの補助、それから6億円につきましては募金、それから3.6億円につきましては財団法人沖縄国際学園設立準備財団で一学校法人に移行していくけれども、3.6億円を借り入れて対応するという資金計画になっておりました。

○前田政明委員 インターナショナルスクールというのは私学ですか。それともどんな性格でしたか。

○田中建治科学技術振興課長 この沖縄アミークスインターナショナルスクールは、民設民営ということで考えています。

○前田政明委員 ですから、私学ですかどうですかと聞いている。

○田中建治科学技術振興課長 私学になっております。

○前田政明委員 これはそうすると、民設民営ですよね。この民設民営だったら、当然覚書に基づいて実施するということですよね。そういう面では、校舎建設費としての民間募金は6億円ですか。全体で先ほど言った13億5000万円ですね、この資金造成計画というものは。要するに皆さんの議会答弁では、インターナショナルスクールの資金造成計画は、校舎建設費として民間募金6億円、補助事業3億9000万円、財団借り入れ3億6000万円の総額13億5000万円を確保することとして財団法人沖縄国際学園設立準備財団と協力し、資金造成に取り組んでまいりますと。具体的な取り組みとしては県内外の経済団体や民間企業及び各種団体に対し、企業訪問や募金趣旨の配付等により募金協力をに行って、1月末現在で県内外の法人、個人4億円強の寄附金を申し出されておりま

すと。沖縄県としては引き続き募金活動に努め、次年度—これはいつの答弁でしたか、6億円を確保してまいりたいという形での議会答弁。なので今回私学、民設民営である中で、こういうことはほかの私学でもあるんですか。

○兼島規総務部長 県内の高等学校、中学校、小学校等々の私学のほうにはそういうものはございません。ただ10数年前に、名桜大学が設立されるときに県のほうから5億円等々についての出資がありました。

○前田政明委員 沖縄の私学団体、私学の方々からもいろいろ、助成一要するに30年余りになって建物が老朽化していると。そういう面で数々の人材を輩出してきたと。そういう面で私たちもそれを非常に評価して、県議会でも沖縄県議会私立幼稚園・中学校・高等学校・各種専修学校振興議員連盟というものがありますけれども、私は私学を補助するということは大いに結構だと思うんです。そういう面で、この事例は今後の沖縄県の人材を輩出してきた私学の方々にも準ずる先例という、行政の先例として理解していいのですか。

○兼島規総務部長 基本的には、私学に対する設立に向けての助成というのは、補助金制度も含めてございませんので、それについては基本的にはできないということではあります。ただ先だっての2月議会で県議会の附帯決議がついてございます。今回の予算措置を認めるという中で、私学についても、今回の措置との均衡を保つための私学への措置については、しっかりやることという附帯決議がついていますので、その観点からの私学への助成が必要だと思っています。

○前田政明委員 これは民設民営で、当初募金でやるということですね。要するに募金でやるということであるのが、なぜ税金を投入する必要があるんですか。なぜそうなったの。

○田中建治科学技術振興課長 当初、旺文社、それからうるま市と覚書等を締結した時点では、現時点のような経済不況ではなかったこと等もありまして、寄附金で校舎建設費一現時点では13億5000万円ほどですけれども、それは確保ができるという見込みで寄附金で集めるということにしておりましたが、リーマンショック以来の経済不況等で、企業等からの寄附金がなかなか集まらないという状況がありまして、スキームを見直したところで、さらに今回はまた国費を投入させていただくということで調整を進めているものであります。

○前田政明委員 この運営は、先ほどの旺文社がずっと運営していくわけですか。

○田中建治科学技術振興課長 この沖縄アミークスインターナショナルスクールは、現在の財団法人沖縄国際学園設立準備財団が学校法人に移行します。それで学校法人が学校を運営、経営してまいりますけれども、旺文社はそれに責任を持って支援をするということになっております。

○前田政明委員 学校運営で赤字になった場合の負担は、旺文社がやるんですか。

○田中建治科学技術振興課長 収支につきましては、開校後学年が全部埋まるころの5年後くらいには好転するということになっておりますけれども、その間までは、旺文社が責任を持って運営資金を手当てるということになっております。

○前田政明委員 民間の、そういう旺文社などがやる私学に対して、赤字、そういう形の前提を想定してですよね。私は市議会議員のころ、この群馬県太田市の学校を視察したことがあるんですよ。その市長が非常に自慢していましたけれども一そう大きいところではなかったと思うんですけども、英語でやっているということで、当時その市長ともいろいろお話しをしたことがあります、そういう面では私学、そして旺文社が経営の責任を持つと。その場合、当然先ほどの総務部長の発言で言えば、これに準じていわゆる私学、一般的な私学に対してもきちんとした配慮が必要だという点は踏み込まれるわけですか。

○兼島規総務部長 先ほど少し御議論されていますけれども、新設する場合には、私学については助成措置というものがございません。設立された後、運営費に対する助成措置というものがございます。基本的にはそういうことです。それで今後、例えば新たな私学ができるときに、新規に助成措置をすることについては考えておりません。今回の措置については県議会の附帯決議がついておりますので、既存の私学に対して、今回の措置との均衡上新たなる支援策も含めて支援を拡充してほしい、拡充してくれという附帯決議がついておりますので、その観点から検討するということでございます。

○前田政明委員 これは県内子弟への質の高い国際教育の場の提供。今後の沖縄振興の観点から。これね、沖縄の私学、これは教育的観点とか、それから沖縄の質の高い教育だと、そういう面では比べられないほど—これはこれからですけれども、実績というものはありますよね。これは比較にならないほどの実績があるわけでしょう。

○兼島規総務部長 県の教育に占める私学の役割といいますか、実績等々については、私どものほうも高く評価しているところでございます。

○前田政明委員 そういう面で、私はいかがかなと思っています。

それで、これは関係者の子弟の入学というのは聞いていましたけれども、大体どのような状況なんですか。要するに大学の研究者の確保を含めて、その子弟云々ということでしょう、この位置づけは。ですので、皆さんなどが言っている方々の研究者その他の関係の。これはそのために連携したものでしょう。だからそういう方々の子弟というか、そこはどうなっているんですか。

○田中建治科学技術振興課長 現在、沖縄アミークスインターナショナルスクールの次年度設けている定員は280名ということで、出願は225名出ております。その中に独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構—OIST関係者はどれだけというのは、川上企画部長が議会で答弁したところですけれども、まだアミークスへの入学の意志は把握できておりません。しかしながら現在OISTには180人ほどの研究者がおりまして、その中の3分の1、60人ほどが海外からの赴任となっております。既に海外から赴任している研究者の子弟につきましては、公立学校等に在籍をしているということで、4月以降は転校を伴うことから、現時点で入学希望者がどれだけという把握ができていない状況になります。今後、アミークスと大学院大学等の研究者とも連携をとりながら、その確認をしていきたいと考えております。

○前田政明委員 皆さんが普通の私学ではできない私学でありながら、こういうことをやる背景とは何でしたか。

○田中建治科学技術振興課長 沖縄技術大学院大学構想を推進する上で必要不可欠な条件整備と。それから2点目が県が進めるアジア・ゲートウェイ構想における外国企業、それから外国人のIT関係者、技術者等を招聘する際の条件

整備と。それから県民子弟の国際的な教育環境を整備して、人材育成をするという3つの目的で設置を考えております。

○前田政明委員 これはトップクラスの研究者の家族が沖縄にとどまるための生活環境、教育環境、そういうことをつくるということが一つの目的ですか。

○田中建治科学技術振興課長 3つの目的がありますけれども、その1つとして、教育環境の整備も重要だと考えております。

○前田政明委員 そうであるならば、先ほどの掌握できていないというのはこれは単なる理由ですか。理屈づけだけですか。

○田中建治科学技術振興課長 アミークスでは、個人的なプライバシーもありまして、どういった職業をされている方のお子さんであるということは公表されていないということがありまして、県のほうではこれからOIST関係者に状況を確認しながら、連携を進めていきたいと考えております。

○前田政明委員 もしそういうことであるとすると、これは単なる旺文社の私学の一般的な設立に過大な税金を投入して、沖縄の復帰時点を含めて大変困難な中から、沖縄の人材を養成するために頑張ってきた私学の方々の役割その他からすると、本当に苦労しながら自助努力という形で頑張ってきている中で、先ほど言った研究者の方々の家族の子弟一プライバシーがあるとしても、そういうことが皆さんのはとんど主な理由だと思うんですよね。このバランスといいますか、私はやるならやるで、私学全体に広げないといけないと思います。そういう面ではそこのところは理解できませんけれども。

総務部長、附帯決議です。これは大学院大学設置支援事業のインターナショナルスクール校舎の整備に対しては、下記の事項に留意して執行すると。1、県は同事業に対してこれ以上の予算の支援を行わないこと。2、今回の措置との均衡を保つため、私学への助成に関して見直しを行い、今後十分な支援を行うこと。事業の実施に当たっては地元企業云々と。この附帯決議の立場からすると、戻りますけれども、どう理解したらいいのですか。2、今回の措置との均衡を保つため、私学の助成に関して見直しを行い、今後十分な支援を行うということを前提にして、今度の新たな予算措置なんですか。具体的にはどういう見直しが出ますか。私学の助成への見直し。

○兼島規総務部長 附帯決議のほうで、この措置との均衡上という言葉がございます。ここは先ほど申し上げましたように、新規の私学を設立する場合には助成措置というのはございません。そのほうをとらまえていると思うのですけれども、今アミークスのほうに、同じ私学でありながら設立する際に国、県等々からそういった何らかの補助等々が出てくると。それとの均衡上、既存の私学についても助成措置についての充実を図られたしと私どものほうは重く受けとめております。その観点から言いますと、その私学の運営につきましては、平成22年度当初予算のほうでも、対前年と比べて1.3%増額して助成を措置したところであります。先般12月8日に一今議会のほうにも陳情が上がってきておりますけれども、私学の団体のほうからこういった均衡上のことも含めて私どものほうに要請がございます。要請は2点です。1点は今既存の助成措置についての拡充を図っていただきたいというのが1点。もう一点は老朽校舎等々が私学のほうにあるので、老朽校舎に対する県独自の新たな措置をしていただきたいという2点になっております。12月8日に受けたばかりですので、私のほうからは運営費助成措置については今年度もやりましたけれども、引き続き努力しますよと。その老朽校舎の問題は、もう少し私学団体と詰めなければいけません。どの程度の老朽校舎、それから小学校、中学校、高等学校等々ございますので、その辺のこととも含めてもう少し意見を聞いた上で、県としてできるものがあるのかということも含めて、予算措置とのことも含めてしっかりと検討していきたいということです。

○前田政明委員 1.3%とは予算額で増はどのくらいなんですか、金額で。3億円ですか。

○兼島規総務部長 平成21年度が私立学校等教育振興費は24億9954万円、平成22年度が25億3277万円ということで約5000万円の増額ということです。

○前田政明委員 私は県議会の附帯決議、それは先ほど言った、これはこのままでは、幾ら何でも私学の本来の形とはかけ離れ過ぎていますよ。政治的判断だとしても、これは一つの旺文社というところが運営するわけですけども、余りにもひどすぎますし、そういう面で今回の措置との均衡を保つ、まず何よりも老朽校舎ですよ。30年経って、もう建てかえなければいけない時期なんですよ。そういう面で頑張ってきたところに対しては、十分なものが今ないと。話し合わないといけない。これは話し合う以前の問題ですよ。そういう面では、新しくインターナショナルスクールにこういう形で財政措置をすると。それは

それなりに私学の方々からすると、国際的にも役に立つ人材を多く輩出していると。県内外に輩出している。これはそのとおりですよ。スポーツやその他、勉学の面も含めてですよ。そういう面では、私は今回この附帯決議の趣旨が生かされる形での新たな予算措置とは理解できないです。要するに、これはしっかりと私学への助成への見直しを行い、ですよ。予算をふやしたのはいいですよ。けれども抜本的には—これは校舎整備に関してですよね。そういう面では、この附帯決議の中身を十分に実施をしたという、そういう中での予算措置ではないですね。

○兼島規総務部長 今回の12月補正予算で先ほど申し上げましたように、私学のほうからは12月8日に、ある面では今回の措置に含めてどういったことを県のほうに要請するかということについて、12月8日に私どものほうに要請にきました。そういう老朽校舎の改築について、県独自の助成措置を講じてもらいたいという要請の内容になっております。それにつきましては私学と詰めながら、これについては当初予算一平成23年度の当初予算の中で、しっかりと調整しながら、措置等について考えていきたいということでございます。

○前田政明委員 これはやるんですよね。要するに、その老朽校舎に対して私学の方々から求められている。これまでの沖縄の私学の果たした役割は大きいと。そういう面でこの行政的な、いわゆる私学に対して行政的差別をしてはいけない。少なくとも法のもとの平等ですよね。それなりの恩恵は平等に受ける権利があると。そういう形を含めてしっかりとこの私学団体の皆さんの一特に老朽校舎の建てかえは大変な資金を伴うわけで、そこに対しては前向きにしっかりと話し合って検討していくと。そういう形での立場と確認していいですか。

○兼島規総務部長 はい。附帯決議を重く受けとめて、その観点から私学のほうと意見交換していきたいと思います。

○前田政明委員 ぜひそれはやっていただきたい。しかし、余りにも当初の趣旨との関係で、当初の趣旨との関係ではこの予算措置というのは全く想定外ですね。もともとお金を出す予定ではなかったんですね。当初の事業計画からすると、これは想定外ですね。

○田中建治科学技術振興課長 インターナショナルスクールにつきましては、当初は寄附金で校舎建設費を確保するということで進めてまいりましたけれど

も、長引く経済不況で企業等からの寄附金がなかなか集まらないということで、スキームの見直しをさせていただいて、先の2月議会で3億9000万円の県費を投じたということと、今回、それでも寄附金が6億円までに達しなかったということで、今回は国費を投入させていただくということになりましたので、そこをぜひ御理解をいただきたいと思います。

○前田政明委員 最後に確認ですけれども、当初の寄附金のかわりに幾ら税金が投入されたんですか。

○田中建治科学技術振興課長 寄附金の目標額は6億円ありました。それで11月の末時点では、寄附金額は3億1000万円になっております。今回国費については3億9000万円ということですが、これについては執行の中で調整させていただきたいと思っております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。  
照屋守之委員。

○照屋守之委員 今回の補正予算で、経済対策関連を中心にということですけれども、前の政権のときも各分野にわたって相当な経済対策をやってきましたよね。それが新政権になって、3兆円の予算が組まれているものを国会の議決を無視してこれをはがして、そうやりながら今度は自分たちの独自の経済対策もないのにずるずると景気を悪くして、そういう形で今回の経済対策の補正予算を組んだわけでしょう。それに伴って全都道府県そういうことをやりましたということなんですけれども、これを見ていると、要は農業基盤整備の農業関連の予算も含めて、前に予算を組んだものをぶった切って予算執行させないで、結局この予算はこういう経済対策の名のもとにやりますよという形で復活してきている、そういうたぐいのものではないの。どんなですか。前に予定していたものをやらないで、それをあたかも新たな経済対策みたいな感じで出してきたのではないの。

○兼島規総務部長 確かに当初予算の中で、例えば土地改良事業を中心に予算が削減されるという措置等々がございました。それから新石垣空港に関しては、国の航空機燃料税であるとか、着陸料であるとか、そういう見直しを特別会計の中でやるという関係で少し整備がおくれると懸念されることがあって、その中で政府のほうは今回の補正予算の中で地域活性化であるとか、社会基盤整

備であるとか、そういうものに対してもやはり予算措置が必要だということで、今回予算措置されて一全部ではなくて、確かに一部そういうものがあるのかもしれませんけれども、全体として地域を活性化し、雇用関係、それから経済の浮揚につなげるという措置がなされたものだと思っています。

○照屋守之委員 この補正予算まで前政権で予算を組んだものを、あの事業仕分けの名のもとに何の成果も出すこともできないあのようなものを、国民にアピールしてさんざんそういうものをやったあげく、前政権の予算よりはるかに大きい予算を組んで執行したわけよね。ところがそれでも経済はよくならない。子ども手当もつけました。あれはどうなりましたかという話です。高速道路もあのようにしてやっているけれども、結局わけわからない状態にして、雇用、雇用と言いながら、あれだけ働く場所もわけわからないのに、きょう来る総理大臣なんかは雇用、雇用、雇用と言って、そういうことをやっていきながら、じゃあ、この経済対策に係る分が本当にそういうものにつながっているんですかということを考えてたときに、結局前の自由民主党政権がやってきた、全体的な仕事をつくることによっていろいろな経済、働く場所をつくって経済を活性化させていくという、あの手法以外の何者でもないわけさ。最悪なのは、それを否定してきたにもかかわらず、あの名護市辺野古の問題で否定したにもかかわらず、結局そこに戻って来たという今の政権のそういうありようが、経済対策にもあらわれているのではないかと思うわけですよ。これを県としてはどうとらえているんですか。

○兼島規総務部長 前の政権、それから鳩山政権等々を含めて、これだけのリーマンショック以来の経済の落ち込み等々に関して一雇用問題も含めてですけれども、いろいろな策を打ってまいりました。ただ、地方等々の疲弊した経済状況というのはなかなか回復しないという観点から、ある面では今回の菅政権の中でも、地域を活性化しないとなかなか景気は浮揚しないと、雇用情勢もよくならないという観点から、コンクリートから人へというキャッチフレーズはございましたけれども、やはりそれなりに地域のほうに産業、社会基盤整備を含めて整備をしないと難しいということでの今回の国の予算措置だと考えております。

○照屋守之委員 それと非常に解せないのは、そういう緊急経済状況というのは、それぞれの地方も含めていろいろ違いがありますね。特に沖縄県は離島県でそういう主な産業もないので、製造業もないので、非常に厳しい状況はあり

ますよね。そのときに、こういうことをやるときに地域主権をうたう政権だから、本来は上で補正予算を組んでおろす前に、それぞれのそういう地域の実情に合ったような経済対策と雇用対策とか、そういうものを取りまとめて、それに沿ったような予算措置をつくるということが、今の常識ではないかなと思います。時間的にも余裕があったわけです。彼らはわけのわからないことばかりやってきて、また事業仕分けとかこのようことでやってきたわけでしょう。ですから、本来はそういう形で沖縄県の雇用の実情、経済の状況はどういうものがありますかということを吸い上げて、それに沿ったような形でやっていく。もしそれができなければ、一括交付金をどんどん言っているわけだから、この分上げるからあなた方の好きなように経済対策をやってください、雇用対策をやってくださいということが筋ではないかと思います。逆に県のほうもそういうものを要求してもいいと思いますよ。こういう過程は、国とのやりとりとかありましたか。

○兼島規総務部長　これはある面で雇用対策も含めてですけれども、オールジャパンの施策の中なものですから、なかなか下から積み上げていくという方法を今回とっておりません。確かにおっしゃるように、それぞれの都道府県によって雇用のミスマッチであるとか、雇用がこれだけ停滞している状況は違っているかと思うのですけれども、具体的にそういったものに打ち出せるような仕組みになっていないところは、若干あろうかと思います。ただやはり、オールジャパンとして、こういった雇用関係についてもきめ細かくやっていかないとなかなか難しいところもありますし、もう一つ、やはり緊急となっているわけですから、そういう意味で国のほうとしても即対応しないといけないという観点から、こういった仕組みになっているかと思います。下から積み上げて、こういう形で雇用情勢にマッチするような制度という形での仕組みには、今回の補正予算もなっておりません。それについては今後そういった対策を打ち出すときに、我々のほうとしてもできるだけ沖縄県の実情に合うような予算措置等々について、しっかりと国のほうに要請していきたいと思います。

○平敷昭人財政課長　総務部長が基本的に申し上げたことではあるのですけれども、あとは事業一特に今回の補正予算の中身は、やはり普通建設事業費の補助事業費とか、そういうものが多いわけですけれども、実施している中身というのは、確かに前政権、今政権も余り変わりがないところではあるのですが、今回の補正予算の中身は、もともと各分野で予定していた事業といいますか、事業箇所、後に控えていた事業を増額して前倒しするという意味では、こち

らの要望を取り入れたものも一部あるということはあります。要するに、全く無関係で上からこれをやれと言うわけではなく、事業の中身は前倒しをしたということで、もともと予定していた事業をやるという意味はありますよということだけは申し上げたいと思います。

○照屋守之委員　これはわかりきったことだよ。ですからそれをさっきから言っているのではないのという話です。かわりばえしない一あのときに削ったものが農業基盤整備でも復活してきているだけの話さ。そういうことでしよう。ですからこういうことではなくて、国道の草刈りとか、県道の草刈りも含めて1億2000万円入っているけれども、本来はあれはまさに失業対策事業。そうですよね。ですので、あのようなものを全市町村も含めてバーンとやれば、雇用対策なんて一発に解決できるわけ。このねらいとする雇用経済対策というものが。本来はそういうことを上に上げて、そこも政権も考えてもらうという一民主党政権であればもう少し人気が上がったのになと思っているわけさ。残念に思っているわけです。

次に、インターナショナルスクールに対する国からの沖縄特別振興対策調整費でやって、いろいろ頑張ったということで、単費ではなくて国から出すということで、これは努力を良としてやりたいのですけれども、うるま市の一我々県議会議員は、県も含めてこのことに非常に責任を感じているわけですよ。あの具志川野外レクリエーションセンターという公園は、市民の公園を市議会で1回否決されて、なおかつもう一回再提案して、それも全会一致ではないですよ。賛成多数のもとに、沖縄の科学技術の振興のために、世界に貢献をしていくこの拠点を恩納村につくって、その関連の施設であればやむを得ないということで、あれは市議会でも相当もめて行った意思決定なんですね。うるま市栄野比という地域については、区は全会一致で残してくれという要求だったわけさ。ですからそういう経緯を踏まえて、今のインターナショナルスクールの寄附金がどうのこうのとかといってやりとりしているんだけれども、あの地域からする、とこれをしくじってもらうと大変なことになるわけよね。ですので、県は非常に大きな責任がありますよ。株式会社旺文社との関係もありますけれどもね。ですからそういう糸余曲折を経て、うるま市民も全部が全部賛成しているわけではない。でも科学技術の振興のためにということで協力してやって、なかなかそういうお金も集まらないという事態を市民は見ていると、市役所も含めて、県は何を考えているのだろうという疑問が出てくるわけですよ。そうすると、この公園用地を提供したにもかかわらず、建設に関するそういう負担も出てきませんか。この学校の運営に関しても自治体として負担が出てきませ

んかという不安が相当あるわけですよ。ですから今回こういう形で建設についてはめどをつけたということからすると、地域としては非常に安心しているんだけれども、建設費用はしっかりとこの分で見込まれるんですか。大丈夫ですか。

○田中建治科学技術振興課長 校舎建設費につきましては、今回の補正予算でもってこれ以上の建設費の負担はないということで確認をしております。これで校舎は来年の3月18日に竣工するということで予定しております。

○照屋守之委員 これまでの経緯も含めて、しっかり地元のうるま市のほうには説明されていますか。

○田中建治科学技術振興課長 うるま市の企画担当部長、それから副市長には御説明をしてございます。

○照屋守之委員 向こうの懸念するような、例えば運営費に対する部分とかそういうことも出ていますか。

○田中建治科学技術振興課長 運営費につきましては、初期の運営資金も含めて学校法人が運営・経営してまいりますけれども、初期の運営資金については、旺文社が責任を持って対応するということになっておりまして、そこにつきましてはうるま市も覚書の中で確認をしておりますので、特段うるま市から運営についての話は聞いておりません。

○照屋守之委員 県とこの学校法人ですかね。そういうものも入りながらいろいろ協定も交わしながらやっている分については、うるま市も県のやっているものについては評価しているんですよ。しっかり協定を結んで、地元の企業も建設に関して入れますよという形で、いろいろすったもんだしながらそういう仕組みをつくりましたよね。ですので、そういうもの一つ一つの県の誠意はわかってはいる。ただ、なかなかこういう経済状況の中で、お金が集まらなかつたということもあって、この分についてはどうなんだろうねという疑問がありましたよ。我々は、これ以上県の単費では負担はしませんよ。でも県は寄附金とか、国との調整でいろいろそういう仕組みをとっているから、絶対迷惑をかけない形でやりますよということは、常々ずっと言い続けてきた。今回こういう形で、国の方から何とかその仕組みがとれているというものは、私はほつ

とすると同時に、皆さん方の頑張りも非常に評価しておりますよ。こういうものがしていく、沖縄科学技術大学院大学の関連でそれがしていく、その地域もこういう形で協力体制をとってきたということも含めて、しっかりとやつてもらわないと。自分たちだけ努力してますよ。旺文社も努力してますよ。あっちも努力していますよでは通らないですね。うるま市では県の用地もほかの場所にあるんですよね。あるのだけれども、なぜあえてそこかという、いろいろな議論もあってこうのことになっているからね。だから、合わせてこの予算に入っている分の沖縄自動車道石川インターの周辺整備、設計調査がありますよね。これをもう少し説明してもらえませんか。これもどうなんだろうねという疑問の声が出てきているわけさ。

○田中建治科学技術振興課長 今回の補正予算に合わせて交通拠点施設を整備するということで、国、県合わせて150万円ほど予算を計上させていただいております。この交通拠点施設整備事業は、沖縄自動車道石川インターチェンジ付近のバス乗り継ぎ施設や、地域振興施設等を備えた交通拠点施設を整備するということで、今回の補正につきましては、施設整備に向けた用地の測量、それから地権者の調査を実施するということにしております。

○照屋守之委員 この分については締めたいと思いますけれども、県は県で周辺整備について責任を持たないといけない。旺文社は旺文社で、こういう形で沖縄がそういうことでやるのであれば協力したいということで来ました。地元の自治体は自治体で、そういうことをやれば一緒に協力しましょうということになって、今それが進んでいるわけですね。ところが、当初の目標どおり寄附金を集めてどうのこうのとかいうものがだんだん崩れていく。そうなってくると県も厳しい。旺文社、運営する主体も厳しくなっていく。用地を提供したうるま市も厳しいということ。これは、一つの目的を達成するために当初の予定が少しずつ崩れてそういう形になって、今何らかの形でまた別の手段を使ってそういう方向に行くわけですけれども、ですから私はみんな苦しいと思っている。皆さま方も苦しい。うるま市も旺文社も苦しいと思っている。これはやはり、そういう厳しいながらも、それぞれがそれぞれの分野で一生懸命努力をしていく、新しいものをつくっていくという産みの苦しみという部分で、ぜひ皆さん方にしか言えませんので、県が主体になってぜひ来年の4月に開校していく。その次の平成24年度に沖縄科学技術大学院大学がスタートしていくというステップに向かって、厳しい面はあるかもしれませんけれども、しっかりと頑張ってくださいね。お願いします。

もう一点だけ。10ページの地域水産物供給基盤整備事業費、うるま市勝連津堅地域の事業ですけれども、この内容を少し最後に説明してもらえませんか。

○安里和政漁港漁場課班長 内容について御説明申し上げます。うるま市の津堅地区の津堅漁港におきまして、津堅漁港の外郭施設の整備を補正予算で行う予定としております。事業費2096万円のうち国費が1886万4000円、中身につきましては、外郭施設の整備と泊地のしゅんせつでございます。もう1地区ございまして、阿嘉漁港の整備でございます。阿嘉漁港の岸壁改良工事も入っております。2地区合わせまして、補正額1億886万4000円となっております。

○照屋守之委員 総務部長。このような内容だったら勝連地域外1地区と書くなと言うんだよ。勝連地域で1億円ぐらいのものと錯覚するから、どういう内容ですかと聞いているんだよ。全く一期待させてさ。1億円ぐらいの農林水産の販売所とか、そういうものをつくって地域の活性化を行うものだと思っていたのだけれども。終わります。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、先に新里米吉委員から要求があった乙第5号議案に関する補足説明資料が、執行部から提出された。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員 天然ガス資源緊急開発調査事業について、もう少し具体的な事業内容をお願いいたします。

○富永千尋産業政策課副参事 この調査につきましては、現在の沖縄県のエネルギー構造がどうなっているかと申しますと、ほとんどが島の外から化石燃料を入れている状況です。この割合が99.8%です。そういう中にあって、以前から沖縄本島にあります島尻層という地層があるのですが、その中に天然ガスが含まれているということが復帰前の調査でわかつております。今回の事業では、そういったエネルギーの自給率を高めるために、この島尻層の中にある天然ガスがどれくらいあるかという調査を行うものです。

○山内末子委員 具体的にはどの地域の調査になりますか。

○富永千尋産業政策課副参事 島尻層はまず沖縄本島の中南部に分布しています一方言で言うクチャですね。これが風化したのがジャーガルということらしいです。ですからクチャがある地域。あとは宮古島ですね。こちらはほとんど島尻層で構成されているということで、ですから沖縄本島の中南部と宮古島において調査をいたします。

○山内末子委員 その沖縄本島中南部、宮古島と言いますけれども、広いですよね。その中でも、どちらかという限定とかはまだされていないんでしょうか。

○富永千尋産業政策課副参事 調査区域は、島尻層があるところを横断する形で調査をしていきます。これは以前の一復帰前に行った調査というのは、要するにボーリング調査をしています。これは点の調査なんですね。今回やるのは測線に沿って調査をしていくので、断面といいますか、面での調査が今回可能になります。これは新しい技術を使ってそういった調査をしていきますので、そうすると、以前はこの点、この点で全部を予想していたのが、今回の調査である程度、もう少しあはっきりした天然ガスの分布の状況がわかるのではないかと期待しております。

○山内末子委員 今の内容ですと、別に掘らなくてもよい形で、断面だけを調査をしていけばできるということですよね。

○富永千尋産業政策課副参事 イメージとして、病院のエコー、スキャンをやりますよね。あのイメージです。車で少し地面に振動をブーと与えて、今そういう微弱な振動を感じできる機械がございますので、それで地層の状況を把握するという方法でやります。イメージとしてはスキャンになります。

○山内末子委員 沖縄県には本当にエネルギーがないという点では、大変将来的にはいいのかなと思うのですけれども、その調査をした先には、そういった形で中南部、あるいは宮古島でそういったエネルギーが、天然ガスがこの辺にあるんだとか、そういうことがわかれれば、その先の事業の展開というのですか、それはどう考えておりますでしょうか。

○富永千尋産業政策課副参事 1つは、こういった天然ガスを利用する場合は鉱業法というものがありまして、これに基づいて鉱業権という権利を取らないといけないです—これは今までいろいろな方たちが鉱業権を設定していて。ですから事業化ということになると、例えば鉱業権を持っている方、それと土地の所有者がいらっしゃいますよね。あとはこういうものは当然投資がかかりますので、そういった投資をする方たちがいろいろな合意形成を図っていきながら、その利用を行っていくというスキームになると考えております。ですからこの調査が終わって内容がほぼ明らかになったら、この調査内容を公表するとともに、この天然ガス、しかもこれは一緒に温泉のようなものが出てくるんですよ。この水がそれなりに価値があるということで、こういったものをいろいろと総合利用していくために、そういう機運を盛り上げるためのシンポジウム、こういったものも予定しております。

○山内末子委員 その調査自体、それから事業化していくまでのスキームというのですか、スケジュール的なものも立てていますでしょうか。

○富永千尋産業政策課副参事 具体的なロードマップのようなものはまだ構築はしていないのですけれども、これはまず、要するに賦存量といいますか、復帰前の調査では非常にアバウトでこれぐらいと出ているものを、今回どこそこにどれぐらいという精度が上がると考えております。こういった精度が上がった段階で、具体的にどう活用していくかというロードマップにつながっていくのではないかなどと考えております。

○山内末子委員 とても将来的にすごい展望があって、温泉でも掘り当てていただいて、ぜひ沖縄県のエネルギーもそうですけれども、温泉も当てていくと観光にもつながっていくという点では、大変この調査自体が意義のあるものだと思っていますので、どうか頑張っていただきたいと思います。

もう一点だけ。先ほどもありましたけれども、こういう大事な調査が、今回の緊急経済対策で入ってきたこと自体本当に一先ほど照屋委員からもありましたけれども、なぜ今なのかというところもひとつお願ひいたします。

○平敷昭人財政課長 今回、国の経済対策のメニューの中で、一番に雇用人材育成という分野と、新成長戦略の推進加速というものと、あとは地域活性化とかそういうメニューがあるのですけれども、天然ガスの分は新成長戦略の推進加速という分野の天然資源確保の推進として経済対策の中に位置づけられています。

まして、その一貫として今回の天然ガスの調査事業が、この補正予算でやれな  
いかという話が来たということあります。

○山内末子委員 あと1点だけ。この調査は今回の補正予算だけで終わります  
か。来年度も予算をつけないとだめな事業になりますか。

○富永千尋産業政策課副参事 現時点では、まずは島尻層にあると言われて  
いる天然ガスの賦存量を調べるということですので、これはおおむね1年で完  
了いたします。その先は、先ほど山内委員から御質問があったロードマップと  
かは、またその内容が明らかになった時点で検討していくことになると考えて  
います。

○山内末子委員 ありがとうございます。あと1点だけ。債務負担行為補正の  
中の沖縄県立石川青少年の家、玉城青少年の家の指定管理についてお願ひしま  
す。今回この指定管理がシルバー人材センターに決まったようですがれども、  
その経緯についてまずお願ひいたします。

○佐次田薰生涯学習振興課班長 7月ごろから公募を始めて、それからその公  
募に際し、5者に現場説明に来ていただきました。その中に社団法人うるま市  
シルバーセンター、一般社団法人南城市シルバーセンター、社団法人糸満市シ  
ルバーセンター、それと民間会社2社の5者が現場説明に来ていまして、その  
現場視察を終え、実際公募を出してきたときに、シルバーセンター3者が共同  
企業体という形で応募しております。

○山内末子委員 決定した大きな要因は何がありますか。

○佐次田薰生涯学習振興課班長 1つ聞いていたのは、うるま市シルバー人材  
センターのほうが一先ほど照屋委員からの話もありましたけれども、うるま市  
具志川野外レクリエーションセンターをずっと管理委託していました、それが  
今回廃止といいますか、なくなったということもあって、それに類似している  
事業を青少年の家でやっているということで、ぜひそのノウハウを生かしたい  
ということで応募したと聞いています。

○山内末子委員 確かに具志川野外レクリエーションセンターの委託をうるま  
市シルバー人材センターがやっていましたけれども、具志川野外レクリエーシ

ヨンセンターと青少年の家、それとは類似していますけれども、やはり青少年の家は児童・生徒の野外学習、体験学習、教育的見地が大変高いところだと思うんですよ。そういう意味で少年たちが、児童・生徒がそこで学ぶところがシルバー人材センターというのが、なかなかイメージが一大丈夫なのかなと危惧しているところがあるのですけれども、その辺についてどうお考えでしょうか。

○佐次田薰生涯学習振興課班長 共同企業体ということで、任意団体ということで3者集まってやるのですが、そこの運営にかかる職員については新たに雇用していくということで考えておりますので、そういう提案を受けておりますので、そのシルバー人材センターの会員がそこの運営全部に当たるということではなくて、例えば指導業務に当たる職員、例えば社会教育主事の資格を持っている方とか、教育経験者とか、あとは社会教育の指導経験がある方とか、そういう人を新たに採用していただくという提言で参加しております。

○山内末子委員 確認ですけれども、シルバー人材センターのほうは管理をしてやっていくと。ある意味で指導的なところは、新しく社会教育指導主事ですか、そういう方々をどちらが採用するんですか。

○佐次田薰生涯学習振興課班長 今回、指定管理を受けているところはうないシルバー人材センターとなっておりまして、共同企業体になっております。そこで職員を採用して運営に当たっていくということになっております。

○山内末子委員 これまで、そこの施設長のほとんどは教員の方がやっておりましたけれども、そういう意味でも教育的な分野のことで子供たちへの指導体制が落ちてくるとか、そういうことはないような形をぜひつくっていただきたいんですけども、その辺は今新しく一社会教育主事ですか、そういう方々を配置するということになっていますけれども、教育委員会としては、そこには職員を全く1人も配置をしていかない状況になっていくのですか。

○佐次田薰生涯学習振興課班長 県の職員については、配置の予定はありません。

○山内末子委員 もう一回確認。指導的な分野はどちらのほうが責任を持ってやっていくんですか。

○佐次田薰生涯学習振興課班長 業務仕様書のほうで一公募を受ける際にやっていますけれども、公募するに際して、組織については社会教育主事資格者とか学校教育経験者、あとは社会教育団体での指導歴がある者を採用していただいて、運営に当たるということで応募していただいているので、その方々が指導業務に当たるということでございます。

○山内末子委員 そこを利用している児童・生徒、それから学校関係者、それから社会的な地域の皆さんたちもそうですけれども、本当に安心して安全にやってこられたのも、やはりそういった教育的見地の教育委員会がしっかりと運営に当たっていたということが、とても大きいと思います。そういう意味では、ぜひ教育の質を落とさないという形での一そこはことし初めてですので、ぜひその辺を注視していただきて、教育委員会も全く管理も運営もタッチをしない状況になりますが、その辺のところはことし1年間しっかりと注視をしていただきて、その質を落とさないということをぜひお約束をしていただきたいと思います。

○佐次田薰生涯学習振興課班長 指定管理者任せではなくて、本庁にも指導業務に携わっている職員がいますので、プログラム実施については本庁側も一緒になっていろいろ一危機管理とか、月に1回指定管理者との会議を現在でも行っていますので、そういう面で質を落とさないように実施していきたいと考えております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 関連しますけれども、債務負担行為補正ですが、シルバー人材センターにうるま市具志川野外レクセンターのノウハウがあったからということで、そこに指定管理するとの説明がありましたけれども、社会教育主事を配置するから問題はないと言っておりますけれども、実際このシルバー人材センター組織そのものが、教育的観点から責任を持って運営するものと僕は思うのですが、職員を配置すればいいことではなくて、理事長初め任命とか、役員はどのようになっているのか。

○佐次田薰生涯学習振興課班長 シルバー人材センターと名称はつけていますが、これはいわゆる県知事の指定を受けた人材シルバーセンターという

位置づけではなくて、3者の共同体ということで任意団体になっております。そこで新たに運営協議会というものを3者で持ちまして、そこが運営するということになりますので、現在あるシルバーセンターがそのまま入っていくということではありません。

○崎山嗣幸委員 理事長とかがどういう性格、任命されているのかということを聞いているわけです。3者の共同企業体で。

○佐次田薰生涯学習振興課班長 理事長については、うるま市の金城氏という方が代表して理事長になると聞いております。

○崎山嗣幸委員 聞いているのは、このシルバー人材センターが指定管理、運営すると言っているけれども、この教育というのか、これは社会教育主事を配置するからと言っているけれども、そうではなくてシルバー人材センターそのものが、そういったことを責任を持つのではないかと私は聞いているので、この理事長を初め何名かの役員構成は青少年の育成をする、管理をするというノウハウというのか、専門性というのか、持っている方なんですかと聞いているんです。3者のトップですよ。

○佐次田薰生涯学習振興課班長 うるま市シルバー人材センター、その中には教職員経験者一先ほどの金城氏もそうだと聞いています。そういう方が入って運営に当たっていくということで聞いております。

○崎山嗣幸委員 このシルバー人材センターの、3者の共同企業体そのものの中には、業務分掌の中で役割がしっかりととうたわれているのですか。

○佐次田薰生涯学習振興課班長 県が公募する場合には、業務仕様書というものを出しておりまして、この業務仕様書の中にはそういう指導分野について、先ほど述べたような教職関係者とか、社会教育主事の免許を持っている人を雇用するという条件で応募しておりますので、それは大丈夫かと思います。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、當間委員長から今の答弁では質疑に対する的確な内容となっていない旨の指摘があり、再答弁を求めた。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

佐次田薰生涯学習振興課班長。

○佐次田薰生涯学習振興課班長 この青少年の家の運営に関しては、約款のほうに入っています。

○崎山嗣幸委員 これは共同企業体の中で、そういう役割が入っているということで理解していいんですよね。先ほどうるま市具志川野外レクセンターの実績があると言っています。この実績はうるま市シルバー人材センターの1カ所だけですか。3者が入っていますよね。ほかの実績はないんですか。

○佐次田薰生涯学習振興課班長 実際こういうレクセンターを運営している実績というものは、うるま市シルバー人材センターだけでございます。

○崎山嗣幸委員 次ですが、先ほど議論がありましたように、科学技術振興費の中のインターナショナルスクールについてお聞きします。この件の国費の投入なのですけれども、これは私学振興の一環ということで投入したと理解をしていいですか。

○田中建治科学技術振興課長 インターナショナルスクールにつきましては、先ほどお話ししましたように3つの目的があります。沖縄科学技術大学院大学構想を推進する上で必要不可欠な条件整備と。それから2点目は、県が進めるアジア・ゲートウェイ構想における外国企業誘致の条件整備。それから3点目は、県民子弟の人材育成ということで、これは政策目的で設置するスクールと考えておりますし、私学振興という形のものとは別に考えております。

○崎山嗣幸委員 先ほど聞いたのですけれども、皆さんは当初は寄附金等自費で行う構想から、一転して厳しくなったということで国費の投入になっておりますが、これの望ましい形態といいますか、実際皆さんの考え方そのものは、私学に初期の建設の段階から助成するのではなくて、自費でというのがあくまで望ましい考え方ですか。

○田中建治科学技術振興課長 平成20年7月のころに株式会社旺文社、うるま市、それから県の3者で覚書を締結した際に、うるま市は土地を提供していた

だだくと。それから旺文社は経営のノウハウ、それから初期の運営資金、そういうものを手当てしていただくと。それで、県におきましては、この校舎建設費につきましては、補助事業等の活用や寄附金等で手当てをするということになっておりまして、できましたらそれは民間の活用ということで、校舎建設費等も民間のほうでできましたらそのほうがよろしいと思いますけれども、こういった時世ではなかなか厳しいということで、校舎建設費については県のほうで手当てをさせていただくことになっております。

○崎山嗣幸委員 聞きたいのは、先ほどの議論で事情は理解できますけれども、この学校がハイレベルな、国際的な人材育成という意味で理由にしておりますけれども、この理由と皆さんのが言っている私学振興の、一般的な私学と同列に扱っているのですかという疑問と、理由の中で、これはレベルがハイレベルで国際的なレベルを持っていくから、これは今回これまでですと。その後の私学の建設には助成はしませんということで私は聞いたのですけれども、この国費についてはこれからは私学助成には入れないと。運営費は考えているけれどもということで聞いたのですが、この一般的な私学の助成とここに投じたハイレベルな大学だという理由で整合性はとれているのですかということを私は思ったので、皆さんはほかの私学はこれほどのレベルではないので該当しませんということだと思うのだけれども、この整合性はあるのですかということで疑問になったので、この考え方を聞きたいと思ったのですが。

○兼島規総務部長 先ほど来申し上げましたように、私学の建設にあたって県等々が助成するということは基本的にはございませんし、国の制度もこれはございません。ただ前回、名桜大学に対して出資する場合は、先ほど5億円と申し上げましたけれども、10億円だと思います。10億円出資したわけですけれども、そのときは地域振興という立場で、その当時—これは実を言いますと、所管をめぐって当時の文書学事課のほうで所管するのか、それとも企画調整室のほうでやるのかという議論があったのですけれども、やはりここは私学の助成というわけにはいかないものですから、その当時企画調整室のほうで10億円を出資すると、地域振興という観点から出資した経緯がございます。そういった意味で言いますと、今回は先ほど来企画部のほうで説明していますように、そういう立場で助成をすると。あくまで私学の助成という立場ではないということをございます。

○崎山嗣幸委員 今総務部長がおっしゃるということは、これはあくまで私学

助成の一環ということではなくて、地域振興という立場で特別にこの国費を投入するという理解でいいですか。

○兼島規総務部長 そのとおり理解してよろしいと思います。

○崎山嗣幸委員 それと具体的説明の中で、インフラストラクチャーの要請があると聞いたのですが、その現地から、沖縄自動車道石川インターチェンジ付近のバス乗り継ぎ施設、それから道の駅等に似たような形の地域振興施設等を備えた交通拠点施設を整備するということで計画をしております。それで今年度は、補正予算で調査費を計上してございます。

普通の方が乗れるのかという話がありましたけれども、これは乗り物ということではなくて、施設を整備するということでございます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城義和委員。

○玉城義和委員 今の関連で、来年4月に開校するわけですね。

○田中建治科学技術振興課長 来年4月の開校を予定しております。

○玉城義和委員 インターナショナルスクールの生徒の構成というか、260名を募集するのですか。

○田中建治科学技術振興課長 初年度は、280名の予定をしております。

○玉城義和委員 その中の目的が3つもあったのですが、大学院大学の教職員の子弟は把握していないということはどういうことなのでしょうか。

○田中建治科学技術振興課長 アミークスインターナショナルスクールに現在

確認をしておりますけれども、保護者の職業等については公開をしないということがあるって、把握できていない状況にあります。

○玉城義和委員 アミークスインターナショナルスクールは、基本的に一つの目標として大学院大学の子弟の受け入れということを考える以上は、そのプライバシー云々ということも当然あるかもしれないけれども、どれぐらいの割合で受け皿としてそこを受けるかということは非常に重要なことではないですか。

○田中建治科学技術振興課長 先ほどお話ししましたように、OISTには180人ほどの研究者がおりまして、3分の1ほどの60人が海外から赴任をしているという状況があります。今後さらにこの代表研究者の採用活動が本格化してまいりますので、海外からも研究者がさらにふえるものと考えております。そういったことでは、研究者の子弟のアミークスインターナショナルスクールへの入学が、アミークスインターナショナルスクールのすべての学年が開設されるとともに、受け入れ体制も整備されていく中で、このアミークスインターナショナルスクールへのOIST関係者の子弟の入学がふえていくものと考えております。

○玉城義和委員 現在はこの子弟、子供たちはどこに行ってますか。

○田中建治科学技術振興課長 現在は公立の学校等に行かれていると聞いております。

○玉城義和委員 そうすると、公立の学校というのは、公立の高等学校という意味ですか。

○田中建治科学技術振興課長 公立の小中学校です。

○玉城義和委員 よくわからないのだけれども、外国人の子弟のことを僕は言っているのだけれども、外国人の子弟が今地域の小中学校に行っているということであれば、この子たちは日本語での授業を受けることが可能ということですか。

○田中建治科学技術振興課長 英語のできるサポーターの教師について、授業

を行っていると聞いております。

○玉城義和委員 そうすると現在、公立の小中学校、高等学校はいないのですか一高等学校はいない。いずれにしても日本の学校で十分足りているというか、要は足りているわけですか。

○田中建治科学技術振興課長 現在のOISTの外国人の子弟は、60人の外国人の研究者のうちの10名ほどだと聞いております。そういう方々は公立の学校で学ばれておりますけれども、今後一年度末に向けてアミークスインターナショナルスクールへの転校等が出てくる場合ということもあるうかと思っておりますので、県としましては、このアミークスインターナショナルスクール、それから大学院大学の研究者等と調整を図りながら、アミークスインターナショナルスクールの活用を進めてまいりたいと考えております。

○玉城義和委員 私も不勉強でよくわからないのですけれども、前田委員との議論を聞いていて、一つこのところが疑問になってきたわけですが、要するに外国人の教授陣とか、人がいたにしても独身もたくさんいるわけであって、そのうちのどれぐらいが本当にインターナショナルスクールに行くかというのは、これはやってみないとわからないという面もありますけれども、恐らく日本に来て、日本で生活するのだから、普通の学校がいいという人もいるでしょうしね。要するに、県が考えているような誘導というのは必ずしもうまくいかないのではないかと、直感的にそういう感じを受けるんですよね。恐らくこの公費を入れて鳴り物入りでやって、今先ほど照屋委員からあったように、それぞれ3者、4者苦労している中でふたをあけてみると、実際に思惑どおりには全くいかないということも十分考えられるのではないかと。直感的な話ですが、そんな感じもしますけれども、その辺の見通し含めて280名の定員の中で、そういう構成というか、県内からどれぐらい、国内からどれぐらい、あるいは外国人はどれぐらいという、そういう構成のようなものも考えているのでしょうか。そうしないと、これは恐らく思っていることと全く違う話になることは十分にあるのではないかと思うのですが、どうですか。

○田中建治科学技術振興課長 出願状況は280名の定員に対しまして、225名ということになっておりますが、県外からは3名ほど、残った方々はすべて県内に在住される方と聞いております。

○玉城義和委員 その225名のうちの外国人は何名なんですか。親の職業は別にして。

○田中建治科学技術振興課長 現時点では、外国人ということの把握はできておりません。

○玉城義和委員 そうすると、これは最初から全然一先ほどの3つの話も含めて、皆さん企画したものとは合わないということが最初から明らかになっているのではないですか。そういう意味で言えば、これはかなり考えていることと実態が合わないという、そういうことを露呈しているのではないの。どうなの。

○田中建治科学技術振興課長 現在のOISTの代表研究者は25名ほどですけれども、その中には外国人は3分の1ほどになっております。今後は代表研究者につきましては、25名から開学までには50名ということで倍に想定をされておりまして、この代表研究者にさらに研究者が10名ほどついていきますので、開学の時点では500名の研究者等がOISTにいると。こうした場合には、この500名のうちの半数ほどは外国人の方々になると考えておりまして、その子弟が今後アミークスインターナショナルスクールに入学をしていくものだと考えております。

○玉城義和委員 一種のとらぬタヌキの皮算用みたいな話になっているのだけれども、例えば必ずしも全部が妻帯者というか、既婚者でもないわけだし。必ずしもその人たちが家族で来るわけでもないわけだし、単身赴任もあるし。要するに、その来た人たちに子供がいたとしても、必ずしも英語の学校に入れるということはむしろ考えにくいというか、異文化を学ばせるためにむしろ現地の学校に入れるということも十分に考えられるわけであって。そうすると、その辺のところの兼ね合いというか、先ほどの私学との関係で言えば、県内の人�数を占めていくとなると、今の例えば既存の高等学校—私学の高等学校に英語の学科をつくるとかでも、そういうものでも十分足りていくということを考えしていくと、非常にこれは考えている立脚点みたいなものが揺らぐという可能性が出てくると思うのですが、どうでしょうか。

○田中建治科学技術振興課長 先ほどお話ししましたように、アミークスインターナショナルスクールは設置目的が3つあるということで、OISTの研究

者の子弟の受け入れということとあわせて、さらに県のほうで進めておりますアジア・ゲートウェイ構想の中で外国企業を誘致すると。それからＩＴ関係者、技術者、海外からの技術者、研究者そういった方々も招聘していくということになっておりまして、その方々の子弟も受け入れると考えております。ですからＯＩＳＴ関係者子弟だけではなくて、海外企業の方々の子弟、外国の方々の子弟も入って、なおかつ県内の国際教育に关心のある父兄の方々が子弟を入学させていただだけると考えております。

○玉城義和委員 今の話を聞いた限りではこれは非常に頼りないというか、不透明というか、どうなるのかやってみないとわからないという非常にあいまいさをだんだん広げていってしまって、だんだんわけがわからなくなるような、そういう3つのものからだんだん広げていかないといつじつまが合わないような話になってしまって、もう少しきちんとこれはやらないと、大変各方面に負担が出てくるような感じがしないわけでもないんですね。それだけ申し上げておきます。

もう一つは、株式会社旺文社の役割というか、旺文社がただで金を出すわけではないだろうから、旺文社が担っている役割というか、旺文社が将来的に何をなさるのか。例えば学校が赤字になった場合に旺文社はどうするのか。理事会とか今の学校法人と旺文社との関係というのは、将来的にこれはどうなっていくのですか。

○田中建治科学技術振興課長 アミークスインターナショナルスクールは、基本的には財団法人沖縄国際学園設立準備財団から学校法人に移行するということで、学校法人の理事構成は現時点では旺文社が過半数を置いて、残ったところは県内の関係者が入るということで考えております。ですから学校法人が学校を経営してまいりますけれども、旺文社はその過半数をとって経営に責任をとっていくということになっております。

○玉城義和委員 非常に重要なところですけれども、要するに学校法人に移行する時期というのは、来年の4月を起点にするとどれぐらい先なのでしょうか。

○田中建治科学技術振興課長 学校法人につきましては、この法人の設置認可が来年の3月に予定されておりますので、その時点で準備財団から学校法人に変更することになります。

○玉城義和委員 もう少し具体的に教えてほしいので、要するに来年の4月から学校法人に移行するとなると、理事の数は何名で、旺文社がそのうち何名を占めることになるのでしょうか。

○田中建治科学技術振興課長 開校初年度の理事構成につきましては、理事全體で5名ということで予定していると聞いております。それで5名のうちの3名につきましては旺文社の関係の方、それから残った2人の方は県内関係者ということで考えております。それから評議員につきましては11名ということでありまして、評議員については特に旺文社が過半数をいただきたいという話は聞いておりません。

○玉城義和委員 理事の重役会議うちの3名が旺文社。そうすると—これは今先ほどの申し上げた議論を踏まえて考えると、推測も含めてそうですが、旺文社側にすれば、この学校の形態が沖縄科学技術大学院大学関係者の子弟が入ろうが入るまいが余り関係ないわけです。要するに問題は、学校法人として沖縄でそういういわゆる国際的な学校をつくって、どこの子弟であろうが取り込めばいいということになるわけであって、当初の県費を投入したことが果たしてそこで本当に趣旨・目的に合うかどうかというのは、これはこういうところまで考えてくるといきさか搖るぎが出てくると思います。恐らく旺文社の役割は非常に重要なと思うので、損得ないところに金を入れる企業はないので、それはそれなりの旺文社のノウハウがあるわけであって、当然にその辺は勝算があるというか、見通しがあるから旺文社だってやるわけで—非常に老舗の出版社ですから。そういう意味で言うと、これはよほどしっかりしたことを考えていかないと、旺文社の経営がそこに全部反映する、投影されるという、我々のコントロールのきかないということに十分なりかねないと。大学院大学の子弟は思ったように来ないということになりかねないと—これは多少悲観的過ぎるかもしれません、そういう危惧をきょうの議論を聞きながら思ったのですが、総務部長どうですか。その辺は大丈夫ですか。歯どめはききますか。

○田中建治科学技術振興課長 先の2月定例会の中でも、附帯決議の4項目の中で運営主体の役割や権限、責任の所在を明確にすることという項目がありまして、これを受けまして今沖縄県、うるま市、旺文社、準備財団の4者で、この沖縄アミークスインターナショナルスクールの設立後のあり方に係る、学校運営に係る基本合意書を締結するという準備をしております。そういったことで、さらに県からの関係者の理事を2名、それから評議員も県関係者、うるま市関

係者を評議員に推薦するといったことで、今玉城委員が言われたところについては対応させていただきたいと考えております。

○玉城義和委員 5名の理事の中に、うるま市関係者とか沖縄県関係者が入ることになっているのですか。

○田中建治科学技術振興課長 初年度の理事構成につきましては、2人が県関係者ということではありますけれども、校長は理事になるということになっておりまして、先だって山内彰氏一現在の準備財団の理事長ですけれども、この方が校長予定者になっております。ですから県関係者の理事の1人は山内彰氏ということになっておりますけれども、もうお一方につきましては、これから県かあるいはうるま市か、県内の方々を勘案しながら推薦をさせていただくということで考えております。

○玉城義和委員 5名のうち3名が旺文社というところがみそで、なかなか微妙なところで大したものだと思いますが、そういう意味では、これは糸の切れたたこにならないようにきちんと県としても注意深くやっておかないと、いつの間にか全然手が届かないところにいっているということにならないように、くれぐれもお気をつけていただきたいと思いますし、我々も注目をしていきたいと思っています。

平成22年度12月補正予算（案）説明資料の6ページ、沖縄新規学卒者緊急就職支援事業を少し説明していただけませんか。

○又吉稔雇用労政課副参事 現在、来年卒業する高校生、大学生の就職内定率が厳しいものですから、今回の補正予算でもって、就職がまだ決まっていない高校生、大学生等に対して就職支援を行っていこうという事業であります。具体的には高等学校、大学卒業予定の方々を1週間程度一まずビジネスマナーとか、面接対策等の基礎的研修をやって、それから就職まで専門的なコーディネーターをつけまして、その後の就職までの面接対策とか、履歴書の書き方とか、そういうものを引き続きやっていくと。最終的には就職面接会を来年1月、2月、3月、各月1回やって就職に結びつけていくと。県外から求人開拓いたしまして、月90社程度来てもらって、就職面接会を開催して来年卒業予定の方々を県外就職に結びつけていくと。県内・県外の企業に就職面接会に来ていただいて、就職に結びつけていくという内容になっています。

○玉城義和委員 そういう相談者は、個別に個人個人につけるのですか。

○又吉稔雇用労政課副参事 大体20名に対して、2人のコーディネーターをつけるというイメージで考えております。

○玉城義和委員 イメージがわからないのですが、今12月ですよね。この事業は今年度の卒業生を対象にしているんですか。

○又吉稔雇用労政課副参事 来年の3月の卒業予定者を中心に考えております。

○玉城義和委員 いかにもこれは遅いので、来年の話ならわかるけれども。来年とか再来年の話なら。要するに10月ごろにみんな決定するわけでしょう。9月、10月には。これを今からやって、正月一年明けて、予算を執行するとなると、これはもうほとんど2月、3月になってしまって、とてもできないのではない。

○又吉稔雇用労政課副参事 この補正予算の事業につきましては、3月までに面接会までやって、就職まで結びつけていこうと考えておりますが、また来年度の予算につきましても、これ以上の事業を予定しているところであります。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

午後0時01分 休憩

午後1時24分 再開

○當間盛夫委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

玉城義和委員。

○玉城義和委員 午前中にも申し上げたのですが、ある面で言えば、全般的な就職活動というのはことしは特に大変厳しいこともあって、大学生も厳しいわけですが、非常にこういう事業としては遅いという感じを持っていまして、何となく行き当たりばったりというか、予算の消化というか、そういう感じはしますが、実際問題として年が明けて一今が暮れですから、年明けて、正月を越

してこういうものが始まつてくるのが1月の下旬と。実際問題、これは事業効果として見込めるのでしょうか。

○又吉稔雇用労政課副参事 この事業は、実は時期が余り残り少ないということもありまして、教育関係等の連携も必要ですのでそのような連携をして、例えば企業への事業説明会とかは既に進めておりまして、すぐ来年1月から取りかかれるようにしているところであります。対象者の学生といたしましては、大体360人程度を予定しております、そのうち就職率8割程度—290名程度の就職に結びつけたいという考え方で進める予定であります。

○玉城義和委員 どうしてこういう事業が今ごろから予算がつくんですか。要するにもう少し—なぜことしの夏とか、あるいは初年度から計画的にやれないのでしょうか。

○又吉稔雇用労政課副参事 県のほうでは7月に県内県外合同企業就職説明会、さらに10月に同じく県内県外就職—今度は面接会とやっておりまして、今回新たに就職内定率が低いということで、国の経済対策を活用して内定率をもっと上げていこうということで、今回実施することにしております。

○玉城義和委員 県内の大学と高等学校の就職内定率を、全国平均も含めて挙げてもらえますか。

○又吉稔雇用労政課副参事 高等学校卒ですが、9月末現在で沖縄県が9%に対しまして全国が40.6%となっております。大学が沖縄が10月末で21.1%、全国が57.6%という結果となっております。

○玉城義和委員 大変深刻な状況ですよね。高等学校が9%なんて、要するに希望者のうち、100名に1人しか決まっていないということですね。そうすると、今あなたがおっしゃっていた8割程度を目指すには—290名を目指すと言っても、これは焼け石に水で、これはほとんど効果もないということになりますよね。これでいって今おっしゃった1億5000万円かけて、290名の手当てをするにしてもどうなんですか。結果として、高等学校の就職内定率は何%くらいの達成見込みなのですか。

○又吉稔雇用労政副参事 全体でどれくらい見込んでいるかということでござ

いますが、できるだけ前年を上回るように努力していきたいと考えております。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、玉城委員から290名でどの程度就職内定率を押し上げるのかについて再度確認があつたが、執行部から回答はなかつた。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

玉城義和委員。

○玉城義和委員 要するに、全体の1億5000万円もこれからかけて、どれくらい押し上がるかもわからぬと。全体的に3月末でどれぐらいの就職内定率を目指すか等も出てこないということでは、こういう予算の組み方自体が非常に深刻味がないというか、全体的な計画内の中で予算の消化をやっているということがどうもやはり感じられるので聞いたのですが、何となくそういう結論ですね。非常に深刻な割に、こういうピンポイントみたいな充て方で就職状況全体が押し上がるとは考えられないですよ。構造的な問題もあるしね。そういう意味でこれは基本的な対策が必要であろうと思うのですが、この予算の組み方で、総務部長、これはどうですか。こういう組み方をして、今のような実態は。

○兼島規総務部長 昨今、国、他の都道府県でもそうなのですけれども、新卒者の就職内定率がかなり悪いという状況を受けて、今回の緊急経済対策の中に國のほうもその辺のことを措置しながら補正予算を組んで、その中で沖縄県としてこういう形の事業を仕組んで今回やろうということございまして、この290名という数字がございましたけれども、多分全般的な数字の目標というのは先ほど御説明しましたように、対前年度を上回るもののが目標でありますけれども、その中に290名が含まれているという観点からの答弁だと思います。そういう観点で私どもとしては、國の緊急経済対策の中に就職内定率を高めるようなそういった仕組みがあるのであれば、そこに沖縄県としても予算を組んで、少しでも就職内定率を高めるということを展開したいということでの補正予算事業の仕組みでございますので、御理解いただければと思います。

○玉城義和委員 1億5000万円も入れて約300名。実際にはこれはできるかどうかわかりませんね。そうすると1人当たりの費用が幾らになるかということも出できますし、そういう予算があるのであれば、もう少し年度当初からきち

んと全体的にカバーできるような組み方があるのだろうと思います。これはどういうことでこういうことになったのかというのは、時間もありませんのでそれ以上は言いませんが、もう少しそこは来年度に向けて少し議論をして、もう少し有効な金の使い方を考えたほうがいいということだけを申し上げておきます。

それからもう一つ。中身だけ聞きますが、外国人観光客の沖縄への誘致活動及び受け入れ環境整備に要する費用というのが2億3000万円、沖縄観光力強化緊急対策事業というものが出ていますが、この中身について説明をいただけますか。

○嵩原安伸観光振興課長 この事業では大きく3つの柱がございまして、1つが外国人観光客対策ということで、重点市場である台湾、韓国、中国、香港、それから今後開拓していくロシア、タイ、シンガポール。こういったところを対象にして現地メディア等を活用した広報宣伝、それから海外の旅行者の担当者を沖縄に招聘して商談会を開くという事業、それから受け入れ環境の整備ということで多言語のパンフレット、それからドライビングマップ、こういったものを作成するということが1つでございます。それから2つ目がスポーツツーリズムの推進ということで、来年の春に新しく読売巨人軍がキャンプをしますけれども、それへの対応ということで、プロ野球キャンプの歓迎イベントを拡充して実施をいたします。それからプロ野球キャンプの経済波及効果を高めるために、キャンプ地を巡回するバスを10台確保しまして、離島を含めてそのキャンプ地めぐりを支援するということを予定しております。それからもう一つは文化資源の活用ということで、沖縄にある文化資源—こういったものを中心にして、旅行社等と連携して観光PRを国内向けに実施するということと、ブロガーというものが最近はやっておりまして、口コミで観光宣伝をしていただくという趣旨で国内16名、それから海外8名を沖縄に招聘して、沖縄の文化体験などいろいろなイベント等を体験していただいて、それをブログで書いていただいて、情報を発信してもらうという事業でございます。

○玉城義和委員 外国人を沖縄に誘客するということですが、要するに世界の観光地、非常に有名な観光地というのは、どこも国内客を半分、外国客を半分というか、半分以上を外国から誘致しているというところがあるわけで、国内だけに頼るとどうしても国内景気等々で左右されてでこぼこが出てきてだめなので、一定程度の水準を保つには、半分以上を外国からのお客さんを誘致するということが世界の先進観光地の大体の傾向であるわけですが、この我が県で

こういう台湾、中国、シンガポール等々を誘致をするのに、今一番障害になっているというか、壁になっている問題というのは担当部局として一体何だとお考えですか。

○嵩原安伸観光振興課長 一番大きな要素としては、まだ沖縄自体が知られていないことがあるのではないかと考えております。というのは、最近香港から非常に急増しております—これはいろいろな物産のキャンペーンも含めて、財団法人沖縄県産業振興公社香港事務所を中心にしていろいろな活動をすることによって知名度が上がってき、距離的にも近いということもあってたくさんふえてきております。それから中国についても、現時点で昨年度の実績を上回っているということで、徐々に沖縄が浸透していることがございます。そういう意味では、知名度を上げるということが一番の課題。それと同時に—今後の課題なのですが、来ていただいた方々に満足していただくためには、言葉の問題とか、いろいろな問題があるかと思いますけれども、そういう知らせるということと、それから受け入れ体制を進めていくということを同時並行で進めていくことが重要ではないかなと考えております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第1号議案に対する質疑を終結いたします。  
休憩いたします。

(休憩中に、説明員等入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、乙第2号議案沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。  
兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 それでは、平成22年第6回沖縄県議会（定例会）議案（その2）をごらんください。

3ページをごらんください。

乙第2号議案沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について説明いたします。

この議案は、本年10月に行われた沖縄県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他の都道府県の職員の状況を考慮し、沖縄県職員の給与に関する条例など関係する条例を改正するものであります。

改正の内容を申し上げますと、異動に係る地域手当を廃止する。法律で定めるもの以外に給与から控除できる費目を規定に加える。時間外勤務手当について、日曜日又はそれに相当する日を月に60時間を超える時間外勤務の合算に含めることとなっております。

以上、乙第2号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第2号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第2号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第3号議案外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例の一部を改正する条例について、審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 同じく6ページをごらんください。

乙第3号議案外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、県の職員を外国の政府や地方公共団体等へ派遣する場合、その派遣期間中に職員が受け取る県からの給与等と外国政府からの報酬の合計額が、国家公務員が海外で勤務する際の基準となる外務公務員の給与・手当等を超えないようするための条例改正であります。

以上、乙第3号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第3号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することができないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第3号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第4号議案特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 乙第4号議案特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、説明します。

特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の額を減ずる特例措置につきましては、職員の給与等に関する報告及び勧告等を勘案して、当該特例措置の一部を廃止するため、当該条例を改正するものであります。

具体的には、知事及び副知事を除く特別職について、現行の給料の5%を減額している特例措置を平成23年1月から廃止します。

また、一般職については、現行給料の3%、期末・勤勉手当の2%を減額するなどしておりますが、当該特例措置を平成23年1月から廃止します。

以上、乙第4号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第4号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することができないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第4号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、乙第5号議案沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例について、審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長

○兼島規総務部長 乙第5号議案沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、文化、観光及びスポーツに関する施策を総合的に実施する目的で文化観光スポーツ部を設置するほか、環境施策を強化するために環境部門の部を再編する等の改正を行うものであります。

なお、本条例は平成23年4月1日から施行することとなります。

以上、乙第5号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第5号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 この追加資料の文化観光スポーツ部の組織案、これはきょうに審査に必要かつ重要な資料ではないかと思うのですが、皆さんの認識はどうですか。

○兼島規総務部長 確かに細かい事務分掌等々が網羅された組織図の再編図になつておりますので、事前に皆さんのはうにお配りしなかつたことに対して、おわびを申し上げたいと思います。必要な措置だと思っています。

○新里米吉委員 今必要だと言われたわけだから、少なくとも遅くともきのうまでには配られているべき資料だと私は思っているのですが、そこはどうなんですか。

○兼島規総務部長 私ども議案説明をする際に、大まかな部の再編のことについて、資料をもとに各委員に回りながら御説明した経緯がございます。ただその時点では、今お手元の細かい資料については作成されていなかつたものですから、そのときにお配りすることについてなされなかつたという事実がございます。その後、この細かい事務分掌等含めて資料が整いましたので、求められている委員とその後説明する委員の方にはお配り申し上げましたけれども、全般にわたつて、しっかりと一斉にお配りしながら説明することが必要だつたと思っておりまして、深く反省しております。

○新里米吉委員 前に説明に来られたときには、非常に簡単なものを持ってきてあつたのだが、その時点ではできていなかつたと。いつこの資料はできたのですか。

○兼島規総務部長 12月8日に作成一いや、お配りしてございます。

○新里米吉委員 12月8日に配つて。きょうは何日だったか—17日。9日間も私たちに配らないで。

○池田克紀行政改革推進課長 課レベルまでの、今の細かい資料につきましては、おおむね12月8日ごろに資料としてできておりまして、その後委員の中に課レベルまでの資料が欲しいという方もいらっしゃつたものですから、それ以降—12月13日、14日にかけてお配りしている方もいらっしゃいます。

○新里米吉委員 これはね、本人が要求しなくても当然配られるべき資料ですよ。ですから、できていないときに大まかな資料を配つたのであれば、これができた時点で我々が当然手に入れなければならない資料なんです。過去のこう

いう審査のものを調べてみたら、みんな配られているのですよ。こういう議論をしているのですよ。あんな簡単な話ではないのだよ。こういうところまでないと、部の設置とか、機構改革というのは議論できないのは当たり前の話なのに、その資料も提供しないで。非常に腹が立っているのは一私はきょう相当頭にきているんだけれども、本来前もって配られるべきものが配られていない。ですから私が委員会開会前に要求したのですよ。その場で配られるべきでしょう。1時間たっても配ろうとしない。相当侮辱されているような感じですよ。総務部は我々審査すべき委員に対して相当ないがしろにしているよ。なぜすぐ配らなかったのですか。準備してなかったのですか。

○兼島規総務部長 その時点では準備しておりませんでした。それで甲第1号議案の審査中だったものですから、審査中に私のほうから至急資料を整えるようにと指示を出して、配った経緯で1時間余という形になりました、大変申しわけございませんでした。

○新里米吉委員 今の話を聞いてもね、総務部のこの問題に対する姿勢が非常に問われる。準備しておくべきでしょう。本来なら前もって配るべきもので、遅くともきょう朝には準備しておくべきなのに、私が指摘して一どうなっているんだと言って、その場で配るかと思ったら配りもしない。準備もしていなかった。こんなやり方で一私が言わなければ、これはどうなったかもわからない。配られたかもしれないし、配られなかったかもしれない。配るにしても今ごろ配ったかもしれない。私たちに検討もさせないで、大事な資料を見せもしないで、この部設置、機構改革をやろうとしていたのですか。

○兼島規総務部長 ここは重々おわび申し上げますけれども、私どものほうとしては、大まかな資料で説明したと。もう一つは、細かい資料につきましても、事前に求められた一ここは確かに事務手続上そこがございます。そういう方々に配った経緯があって、全員に行き渡っていないという認識がなかったのですから大変申しわけないですけれども、その時点では全員に配られているという認識はあったものですから、このように審査に一議会に臨んだと。しかし、委員からそういう指摘をされて、資料が皆さんに配られていないということが判明したのですから、急ぎ指示をして配ったという経緯がございます。

○新里米吉委員 ですから、みなさんの認識がいかにひどいかがわかっているわけですよ。当然審査は一あの最初に配られた簡単なものでは審査できないこ

とはわかりきっている。追加資料がなければ審査できないのですよ。その資料がきのうまで配られなかつたから、私はすぐ早い段階で一委員会開会する前に指摘をしたのであって。それも準備もされていなかつたと。ウッター我々にこれを審査させようという気があつたのかどうかと疑われるんですよ。相当腹立つて一きょうは腹に据えかねているんですよ、さっきから。

それで、組織案についてですが一追加資料について質疑をしますけれども、県立芸術大学とか、平和祈念資料館の所管はどちらになりますか。

○兼島規総務部長 県立芸術大学は、知事部局の文化観光スポーツ部の所管になります。平和祈念資料館はそのまま環境生活部一仮称でございますけれども、環境生活部のほうに残るということでございます。

○新里米吉委員 財団法人沖縄県体育協会はどこにきますか。ここにきますか。

○兼島規総務部長 体育協会は新しい部のほうにまいります。

○新里米吉委員 この部の中に一この資料におおまかに課の名前が書かれていますが、参事監を配置するのかどうか。

○兼島規総務部長 観光を担っている観光商工部の中に観光統括監がいるわけですけれども、参事監という形で一俗にいう帽子をかぶっている状態なんですが、参事監が配置されております。新しい文化観光スポーツ部のほうは、この参事監はもちろん除きます。除いて観光担当の統括監を置く。その上に部長がいるという形になります。

○新里米吉委員 参事監兼統括監はなくなって、統括監を置くということですが、統括監は1名ですか、2名ですか。それとも3名ですか。

○兼島規総務部長 今2名を予定しております。

○新里米吉委員 その2名の担当する仕事一今1名は観光と言ってましたよね。あと1名は何を担当するのですか。

○兼島規総務部長 1名は観光の2課をまとめの統括監。もう一名は文化スポーツ統括監という形で、文化振興課、スポーツ振興課、それから交流推進課を

束ねる予定でございます。

○新里米吉委員 来年9月には全体的な機構改革をすると。来年の9月定例会には出す予定一遅くとも来年12月。まあ来年9月を予定していると前に話をされましたね。そうすると、来年9月の全体的な機構改革をするときの皆さんのお見通し—いわゆるどういう改革をしようとしているのか。どういうお見通しで来年9月に全体的な機構改革をしようとしているのか。それは内部で検討されていますか。

○兼島規総務部長 今検討しているところでございます。

○新里米吉委員 現在、どういう協議がなされていますか。

○兼島規総務部長 次年度と申しますか、来年9月定例会に遅くとも諮るつもりでありますけれども、その次の平成24年度に向けての組織再編は、私どもの考えでは、まず、ポスト沖縄振興計画がほぼ固まるという状況が出てきます。それに私どものほうは沖縄21世紀ビジョンを実現するために、基本計画を並行して作成します。その基本計画を実行できる組織体制ということが基本でございます。その中でもう一つ加えますと、一括交付金の行く末がおぼろげながら見えてきましたけれども、多分これも平成24年度に向けての本格的な一括交付金という制度要求になろうかと思います。そのあたりの状況を踏まえて、沖縄21世紀ビジョンを実現するための基本計画がスムーズに実行できるような体制を基本につくろうと思っております。今検討しているのが、公共事業を含めてかなり土木建築部、農林水産部関係の事業が落ち込んでいますので、そのあたりの組織、定数等についてもしっかり見直す必要があろうかと思っております。ただもう一方では—これは少し近い将来の話で、まだ議論は煮詰まってませんけれども、沖縄総合事務局の行く末も1つございます。先だっての本会議でも知事のほうから答弁がございましたけれども、沖縄総合事務局が国の出先機関の改革の中で、もしいろいろな改編等が出てくるのであれば、県が引き受ける事業も用意しなければなりません。そういういた組織体制も考慮しながらの平成24年度に向けての組織の検討でございます。

○新里米吉委員 沖縄総合事務局についても考えているということでしたが、沖縄総合事務局の今後のあり方は、来年の9月以前には大体方向性が見えると判断しているわけですね。

○兼島規総務部長 そういうことではなくて、国のはうの出先機関の改革でも、御案内のとおりなかなか進んでいないいきさつがございます。ただ地域主権戦略の中では、出先機関の見直しというのが1つございますので、その行く末も見ながら、受け皿づくりはしっかりとやっておかなければならぬと思いますので、そのあたりの受け皿づくりも含めて、組織体制についても検討したいということでございます。

○新里米吉委員 来年、総合的なビジョンで組織、機構改革をしていくこと、今の話を聞いてもそれは非常に結構なことだと思うんですが。沖縄21世紀ビジョン、ポスト沖縄振興計画含めていろいろな今後の沖縄の方向性一かなり検討しなければならない課題もたくさんあるんでしょうし、それに対してどういう組織体制で臨むかというのは重要なことで、じっくり大まかなこういう議論がなされている。そしてそれを具体的にどういう組織で対応していくかと、時間をかけて方向性を持ってやっていくということが大事だと思います。

ただそれに比べると今回出てきたものは、非常に拙速な感じを受けるのですよ。あなたたち既にビジョンを一ある意味で今の段階から、こういう次の組織はこういう大きな目標、ビジョンを持って、しかもあと9ヶ月かけて具体的に大きな政策目標に向けてどのように検討していくかと。課はどうするかとか、体制はどうするかとかいうのは、これから9ヶ月かけて検討しようとしているわけですよ。部の設置、機構改革というのは、それぐらい大事なことだと思うのです。組織をしっかりとつくって、そこに適切に人を配置して、遂行していく。それに比べたら、これはもう一だからわけもわからないで、要求されて急いで持ってきたんでしょう。皆さんのがいかに急いでこれをやっているかということが見え見えなんですよ。余りにも見え見えすぎる。どういうことなの。

○兼島規総務部長 これは実を言うと、今回つけ焼き刃のような感じでできた組織ではございません。実を申しますと、一昨年来議会の中でもいろいろ御議論あって、いろいろな御提案を私のほうでも受けております。例えば観光と文化のコラボレーションで何とか統一的な組織一名称はいろいろなごったな部というような名称で表現されておりましたけれども、そういういた組織ができないものかと。実を言いますと、私ども一昨年来ずっとその議論をしておりまして、もう一つは時代のトレンドがそういうところに来ているんですね。そういういたこともとらまえながら一実を言うと、これは県全体の抜本的な組織改編の中でも、こここの部分だけはしっかりとこういう組織でつくろうねということで検討

して、すでに検討が終わった組織なんです。ただこれを先行的に、来年の4月1日からぜひ実施させていただきたいということでの御提案でございます。

○新里米吉委員 どうもよく理解できない。なぜかと言うと、あれだけ明確な次に向けてのビジョンを持って、9カ月かけてどのようにしていくかというのを考えようと言っているのに、これについては、先ほどもあったように12月8日につくりましたと。大まかなものはあったけれども、どうしていいのか、まだつくりきれていなかったと。急ぎつくったと。そんなに以前から検討してやってきているのであれば、そんなに慌てふためいてつくるような話ではないでしょう。ですから慌てふためくからきょうのような失態を招くわけですよ。大変な失態でしょう。もうこれは皆さんのがいかに一総務部長がそんなに急いでやったわけではない、前から考えていたんだと言う割には、前から考えられているような皆さんの作業の進め方ではないんだな。きょう先ほどからの私の質疑に対する答弁やこのやり方を含めて。ですから総務部長としては急いでやりましたと言ってはまずいから、拙速にやりましたとは言えないから一本当は拙速にやっているけれども、拙速ではないという言葉遣いをしているとしか、答弁しているとしか見えないような感じがして、もうどうしようもないなと思っているんですよ。

名称なんですが、そういうこととの関係で、文化観光スポーツ部とした理由がよくわからないのですよ。前にもちょっと聞いたことがあるんですけども、普通、我々が言葉を使うときに文化・スポーツと言うんですよね。いろいろな本全部見ても。ですから普通だったら観光文化スポーツ部とくるか、文化スポーツ観光部とくるかだろうと思っているのですが一説明に来た人にもそう言っているんだけれども。なぜ文化とスポーツの間に観光が入ったのか納得できる説明がなかったのですが。これはどういう意味ですか。

○兼島規総務部長 ここのはうは、文化、観光と優劣をつけるということではなくて一文化環境部という部がございます。それから観光商工部が現在あるわけですけれども、物の順序といいますか、その順序を決めるときにどういった観点からやるのかということなんですが、これにつきましては私どももいろいろな意見がございました。観光を先にすべきではないのかとか、観光スポーツ文化だという議論もございました。ただ府議の中で、やはり大きな概念のある文化をまず先に持ってくるという考え方がありまして、私どもの提案としては大きな概念のある文化、そしてその後に観光、スポーツはやはり観光の一部なものですから一先ほど委員おっしゃったようにやはり観光スポーツだという観

点もございましたので、観光商工部の中にスポーツ関係—プロスポーツを持っているものですから、その中に一つ包含されるところもあるのかなということもあって、序議で概念的な形で文化観光スポーツ部と—いろいろ議論はあったのですけれども、そういう形の名称にしたということでございます。

○新里米吉委員 私が言っていることと全く違うことを言っているんだよ。私は、文化とスポーツが普通は並べて語られるんですよと言っているのであって、観光とスポーツが並べて語られるとは一言も言ってないよ。ですから観光文化スポーツ部と言うか、文化スポーツ観光部と言うか一要するに、文化とスポーツをある意味の一体性を持って、そして観光と結びつけて並べるのが一般的ではないかと。それなのにわざわざ中に挟んだのは何ですかと。日本語で普通—社会的な文章を見ても、文化・スポーツというものはあるけれども、観光がそこと結びついてたり、間に入ってきたりというものは初めて見るんですよ。ですから何か意図があつてのことかなと思って聞いているわけですよ。私の言っていることに対して全然答えていない。

○兼島規総務部長 通常の名称とは違って、私どものほうとしては、やはり大きな広い概念の文化を先に持つてこよう。その文化の中で観光という1つの産業といいますか、そのほうが入ってくると。あとは地域おこし等々含めてのスポーツがその次だと。概念理論で、ある面ではそういう形の整理をしたということでございます。

○新里米吉委員 この文化観光スポーツ部というものを設置するということが決まったのはいつですか。

○兼島規総務部長 12月1日の県の序議でございます。

○新里米吉委員 やはりかなり大急ぎで進めてきたなという感じがするのですが、これだけのものをやる場合には関係する人たち—観光とか、文化関係者とか、スポーツ関係者とかあるから、ある程度意見も聞いたりしながら進めるということがある程度時間をつくって必要なんだろうと思うのですが、そういうことはなされたんですか。

○兼島規総務部長 文化関係の団体、それから観光関係の団体、スポーツ関係の団体等々についてはそれぞれの部局を通じて意見聴取をしております。ほぼ

異存なしということですけれども、ただ観光関係の団体は、やはり観光が先だという御意見がございました。ただ私どものほうとして、今言った概念も含めて説明を申し上げましたところ、観光がサンドイッチになっているけれども、やはり観光中心のそういう組織だということで、観光振興に寄与するということで御理解を得たところでございます。

○新里米吉委員 この意見聴取というのはいつごろなさったのですか。

○池田克紀行政改革推進課長 意見聴取につきましては、12月1日の庁議が終わった直後からずっと一ある日を特定してということではなくて、その時々で説明に行っております。具体的に申しますと、まず文化関係の団体につきましては、一番早いのが12月2日です。それから12月7日。12月9日。それから12月15日という形で説明をいたしております。

○新里米吉委員 観光は。

○池田克紀行政改革推進課長 観光関係につきましては、12月13日と14日に行っております。

○新里米吉委員 あのね、やはり皆さんいかに拙速かがすぐにわかるわけよ。どういう名称をつけるか、どういう組織をつくるか、話も聞いて意見も聞いてから名称もつくったり、組織もつくるのであって、これは事後承認を求めているようなものでしょう。庁議が12月1日でしょう。その後に話を聞いて、聞いたら観光の皆さんから観光は先に持ってくるべきだらうと。しかし、庁議も済んでいるから泣き寝入りをしないといけないとか。実際はそうなんでしょう。何しろ観光は12月13日からしか話を聞いていないんです。庁議は12月1日です。事後承認なの、つくってから。意見聴取ではないのです。実際はつくってこうなりましたから、よろしくということをやったということなのですよ。皆さんね、悪いけれども、こうつくりましたからよろしくねと。それは権力から言われたら文句も言いにくいでしよう。それで、皆さんには了解をとったという形態をつくったということがこれは見え見えだよ。以上です。答弁しなくていい。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城義和委員。

○玉城義和委員 今の続きですが、観光業界ですね。どこどこにどういう話をされてどういう返事だったか、ちょっと詳しく教えてください。

○下地芳郎観光企画課長 観光業界の正式な説明につきましては、12月14日に財団法人沖縄観光コンベンションビューローを訪問いたしました、説明をいたしました。その後翌日の15日ですけれども、ホテル組合のほうには連絡を入れまして、資料を送付して話をしております。あとは個別に一般社団法人沖縄県レンタカー協会の会長のほうにも話をしております。

○玉城義和委員 僕はそういうことを聞くのは、要するに沖縄観光というのはよく言われるように県のリーディング産業と一引っ張っているし、売り上げも多いし、影響力が高いわけですね。それで前の観光リゾート局から今の2足のわらじに移って、業界に不満がたくさんあります。つまり、前の観光リゾート局のころは、局長という名刺で観光が一つだったと一観光企画課と観光振興課か。それでよく業界にも来て、いろいろな旅館組合にも来て、エージェントもキャリアも回ってよく対応もできたと。ところが、商工部と一緒にになって、観光商工部になって、部長がほとんど商工につきっきりと。それで統括監が観光担当で来ていると。こういう状況で業界は非常に不満もあるわけです。できれば観光部にして、きちんと名刺も観光部長にしてやるべきだという意見がずっとある中で、そういうことを勘案しないで今のように3つをくっつけてつくつて、財団法人沖縄観光コンベンションビューローなども15日に来て—15日というのは議会はもう始まっているんです。来て、後で相談したら、いやこれは決まったことだと。県も決まったことだし、ホテル組合も私は14日に電話をしたんです。そしたら、何も聞いていなかったですよ。行ったのはその後でしょう。翌日に行っているので。電話をしてどうですかと言ったら、我々は違和感がありますという話でして。非常に違和感があるのできょう議論しますという話で、それで県に行ったと思うんですよ。県はびっくりしてやっているんですよね。こういう状況なんです、私の得ている情報で言えば。いかにこの案が実際現地で、現場で苦労している人たちの意思を反映していないかをやはりあらわしていますよね。それで序議でも、例えば観光を前に持ってくるべきだという意見はあったわけでしょう。ところが知事が、いや、それではダメだと。文化が前だということで知事が中身を押し切ったのではないですか。だから恐らく現場の企画部も総務部も僕はたくさん不満があると思うよ。はっきり言ってね。きょうここに部長が来ていないのも僕は不満だけれども、つまりそういう意味で、現場の声というものが届いていないということがまず1つですよ。どうですか。

そこは。

○兼島規総務部長　名称の問題になっておりますけれども、実を言うと、観光関係はこういった文化関係、それからスポーツ関係が一緒になったほうが、より観光に資するんだという御意見でございます。そういった関係で今回観光と文化、それからスポーツを統合することについては、もともと異存ないということでございます。確かに観光リゾート局がございました。ただその中で行政改革、組織のスリム化という観点で、中2階—当時の地域・離島振興局、それから観光リゾート局、知事公室等がございました。そこについては整理するという形で県議会のいろいろな意見も聞きながら、当時はスリム化された組織になったと思っております。その中で商工観光部を、観光を筆頭名称とする観光商工部にしたり、いろいろな組織の再編がございました。今回私どものほうは、観光商工部に観光を置くよりも、今回のように観光が望んでいる文化とスポーツを統合した形でやるほうが、より筆頭部長として観光を担当する一文化も担当しますけれども、そういう部長ができるわけですから、もっと機動的に観光施策が展開できるということでこういう組織再編をしているわけです。

ただ、おっしゃるように文化を先にする名称については、後日の説明になって一決定後の説明になったものですから、観光関係の団体からは中身については問題ないと。ただ名称だけを先にしてくれたらという話があったものですから、それについては優劣を決めるわけではなくて、観光を中心とする事業内容ですよということを説明しながら、御理解をいただいたところでございます。

○玉城義和委員　私は、どちらが先に来るかということはそう問題ではないと思うんですね。問題は、沖縄観光をどう考えるかという基本的な問題を言っているわけです。業界のほうは文化とかスポーツを観光と結びつけなさいという意見でして、これは当たり前のことです。それだけではなくて医療もあるし、健康もあるし、農業もあるし、1次産品もあるし、製造業もあるわけで、だからといってすべて並べるわけにもいかないでしょう。ですから事の本質は、沖縄観光をどう位置づけるかということですよ。行政組織としてあるいは政策として。そのことをこれから言おうと思っているのですが。

まず、業界からの話では、かつては観光リゾート局で名刺1枚でよかったです。これが文化観光スポーツ部長なんて名刺を持っていくと、受け取るほうは一体何が何だかわからないわけね。これは別に国内だけではないですよ。外国もそうですよ。その部長は何をやっているのか—文化担当なのか、スポーツ担当なのか、観光担当なのかわからないわけですよ。ですから沖縄観光がリーディン

グ産業というのであれば、そこはやはりそういうことではなくて、もっとやることがあるだろうということなんです。そういう意味では、業界の方々もいろいろな不安がありながらも、知事が天の声で一きのうも私の質疑に対して少し触れたら何と言いますか、非常に意欲的というか、感情的になっていたのはそういうことです。要するにこれは知事の肝いりでぱっと出てきたということが県庁の中もあるし、業界もあるわけですね。それはまず言っておきたいと思っております。

それで、なぜ文化と観光とスポーツを並べるのか。そのところをわかるよう説明してくれませんか。

○兼島規総務部長 私どもの観光の認識でございますけれども、従来の名所を観光する周遊型観光から、独自の文化を堪能したり、温暖な気候で沖縄でスポーツやレジャーを楽しみたいといった形で少し目的型の観光にシフトしているという認識を持っております。その中で、文化資源やスポーツイベントを観光に結びつける取り組みを強化する必要があるということがございます。例えば、全国エイサー大会、沖縄国際アジア音楽祭等々一全国エイサー大会は現在観光商工部で担っておりますけれども、沖縄国際アジア音楽祭は現在文化振興課のほうでやっております。それからプロ野球など各種プロスポーツのキャンプが活発化しております。それから那覇マラソン一実を言うと那覇マラソンの所管はどこかと言われますと、これはアマスポーツですから、ある面でこれは教育庁所管に該当します。そういったところをぜひ一元化した形で発展させていく仕組みが大変必要だということでございます。加えまして、昨今国のほうも観光庁をつくりまして文化の産業化であるとか、スポーツアイランド、スポーツと観光との結びつきとか、そういった施策のメニューが出てきています。次年度の新規事業の中にも幾つかそういった事業がございまして、その事業をぜひ執行するためにも組織をつくり上げて、果敢に、機能的にこれを実行したいと。それから、ひいては沖縄観光振興に結びつくのだという観点でございます。

○玉城義和委員 文化というのは、別に観光のためにあるわけではないんですね。スポーツというのも、観光のためにあるわけではないんですね。今言っているのは、沖縄型の文化財、文化一例えば琉球舞踊であるとか、空手であるとか、沖縄独特の文化とかスポーツが観光と結びつくことによって、より観光の付加価値を高めるという意味なんですね。ですから文化というのは、例えば書道もあるし、絵画もあるし、文学もあるし、詩歌もあるし、陶芸もあるし、物すごく広いわけですよ。これらを全部含めて文化と言うわけですよね。ずっと

と広いわけです。スポーツだって、学校のスポーツもあるし、国民体育大会もあるし、プロ野球もあるでしょう。そういうものも全部含めてスポーツなんですね。スポーツはスポーツで一つの意味を持っているわけで、文化は文化の意味を持っているわけで、その隆盛をやりながら機能的に、うまく組織的に絡めていくという考え方なわけで、これは業界もそうなんです。だからといって、これを一緒にすればよいという考え方にはならないんですね。その辺はどうですか。

○兼島規総務部長 おっしゃるとおり、今回私ども文化観光スポーツ部になりますと、観光だけが振興されるわけではなくて、文化の面の振興、スポーツの面での振興もあろうかと思っております。なぜかと申し上げますと、例えばおっしゃるとおり文化は広い概念ですから、書道もあれば、生け花もあればいろいろ文化はございます。ただ沖縄の中には独自性を持った一例えは組踊であるとか、琉球舞踊であるとか、空手であるとかそういうものがございます。ただ今そのまま文化振興課に置いたり、それから空手会館などは教育庁の所管になっておりますので、社会体育の一環ですのでそこに置くような形になっております。そうすると、なかなか一世界に発信したり、国内外に発信したりして観光客に結びつけたほうが琉球舞踊にしても、空手にしてもより発展していくということを我々はもくろんでおりまして、そういう観点からやはり一部は一もちろんしっかりと文化行政もやりますけれども、その中でも観光と結びつけたほうがよりよい発展をするという要素もありますので、そのほうはぜひ結びつけたいというのが1つです。もう一つはスポーツの部門なんですけれども、今教育庁と仕分けされているのが、学校体育は依然として教育庁の所管にします。その中で社会体育の分野ですけれども、社会体育の中でもアマチュア部門は教育庁の所管になっております。プロスポーツは観光商工部の所管になっております。そのコラボレーションが、仕分けがなかなか難しいところがございまして、そのあたりも融合した形でやるとアマチュアのほうも発展しますし、プロの競技を見ることによって、アマチュアの競技力向上にもつながるという観点もありまして、行き着いたところが、融合した形でやろうというのが私たちの今回の組織再編のもくろみでございます。

○玉城義和委員 今の話だと、要するにスポーツ部門でも、文化部門でも観光に使える部分だけをつまみ食いするということですよ。私が言っているのは、スポーツは観光のためにあるのではないですよ、文化は文化としてあるのですよと言っているのは、そのもの自体を一私は非常に重要な部門だと思いますよ。

ですから文化スポーツ部をつくるべきだと思いますよ。つまり、そうすべきであって、一緒にくっつけて観光に使えるものだけを使っていくというやり方は、文化の部門にとっても失礼だし、スポーツの部門にとっても失礼だと思っているのです。ですからそういうやり方ではなくて、観光部門を観光部みたいなものを一沖縄観光が今直面している課題はたくさんあるわけですね。一番問題なのは、例えば個人消費額が上がらない。落ちてくる。これをどうするかですよ。人がふえても7万円を割っているわけでしょう。これは一時期10何万円あったわけですから。こんなことではどうにもならないわけですよ。ですからそこにもう一つ課をつくって、個人消費額をどのように上げるかに集中すべきなんですね。あるいは、延泊というか、もっと日にちを延ばさなければならぬと。4日とか5日とか。幾らでも課題はあるわけですよ。ですから集中して観光部をつくって、課をふやして、観光の付加価値を高めて、売り上げを上げていくということ。そのために、スポーツの中でどういうものとコラボレーションをするかと一総務部長がおっしゃるとおりで言えば。どういうものを有機的に結びつけていくか、あるいは文化としてはどういうものを結びつけていくか。こういうものは組織論として考えるべき話なんですよ。それをくつければどうにかなるという話は、これは全く観光の現状をわかってない方の発想だとしか思えないわけですよ。実際どうですか、観光の現状は。観光担当の課長から見解を聞かせてください。

○下地芳郎観光企画課長 今玉城委員からも話がありましたけれども、観光もこれまで順調に成長してきておりますけれども、やはりこのところ先ほどおっしゃった観光消費額をどうするか、滞在日数をどうするか、それから外国人観光客をどうしていくのかといったさまざまな課題があることが指摘されており、我々のほうでもそれに向けて解決を何とかしようということで、今いろいろな施策を打っているわけですけれども、我々観光サイドとしましては、これまでの観光商工部の中の位置づけから今の観光客のニーズといいますか、この部分から見ますと、文化だったりスポーツなどの体験型への関心も非常に高まっているですから、この分野につきましては強化をしていきたいということはあります。一方で、その他の部局との連携をどうするのかということが言われるわけですけれども、これはこれまで以上に新しい部になっていく中で一観光を中心とする部になるですから、農林水産部を始め各部とはさらに強化をしていくと。当然業界側との連携が必要となってきますので、こういった総合産業としての役割を新たな部の中でしっかりと果たしていきたいと考えております。

○玉城義和委員 例えば、観光が持っている条件、沖縄が提供できるいろいろな要素ということで言えば、むしろ今一番言えるのは健康産業というか、医療との結びつきでしょう。要するに保養施設として、冬中全国から客を呼んで沖縄で治療してもらう、あるいはいろんな意味で健康状態を取り戻してもらうとか、そういうことが一番重要んですよ。あるいはアグリカルチャーとか、エコとか。そういうものを求められているわけですね。農産物との関連とか。こういう意味でいえば、これは全部くっつけなければなりませんよ。健康、医療もくっつけなければならないでしょう。そういう理屈で言えば。別にスポーツと文化だけが観光の条件ではないわけで、今観光企画課長が言うように農産物とどうするかとか、あるいは健康一観光との関係をどうするかとか。私は健康一観光というのはスポーツや文化に劣らないと思いますよ。それも一緒にくっつけるかという議論なんですよ。そういう議論になってしまふんですよ。ですからそういう議論ではなくて、観光は観光としてやる課題がたくさんあるんだから、集中すべきであって分散すべきではないということなんです。私はこれは組織論としても政策論としても間違っていると思うのですよ。

○兼島規総務部長 確かに観光というのは総合産業ですので、いろいろなところの結びつき、波及効果がございます。ただ決して私ども文化面、観光面、今やっている事業を後退させるということではございません。これもしっかりとやりながら、なおかつ文化面、スポーツ面とつけ加えると、観光発展にも資するし、先ほど申し上げましたように文化の発信であるとか、スポーツの横の広がりであるとか、人材育成であるとか、教育であるとか、そういったところまで波及しますよという意味での今回の部の設置でございます。もちろんほかの農林水産業とか、今おっしゃるような医療との関係、もちろん観光との結びつきはございますのでこれもしっかりとりますけれども、これは文化とか一緒になってくっつけるものではなくて、ある面で緩やかな結びつきといいますか、文化とかスポーツは観光ともっと強烈に結びつけたほうが2つの文化・スポーツ、観光にとっても有益になるという観点から今回の組織再編ということでございます。

○玉城義和委員 余り言いたくはないのだけれども、そういう理屈にはならないんだよね。医療がそうではなくて、文化とスポーツのほうが医療よりも確実に強いだなんていう暴論を言ってはダメですよ。こんな言い方は素人に言う話だよ。ですからそういう議論になってしまふんですよ。なぜそういうものがほ

かにもありながら、それをあえてスポーツと文化を並べていくかという一要するにこれは1人の部長で書道から生け花まで、少年野球からすべてのスポーツの部門やプロ野球まで、それから観光の売り上げ高の話まで全部1人の部長でやるんですか。その辺の組織論の話になるわけね。政策論の話になるわけね。ですからそのように並べたことが一文化とかスポーツが観光に寄与しないとは言いませんよ。もちろん寄与しているんですよ。寄与しているから入れるということにはならないと言っているんですよ。そのところの区別がついていないんですよ。ならば医療はどうしますかという話になってきますよと言っているわけ。医療は観光にとってランクが下だみみたいなことを言ったら、そんな言い方は全然だめだよ。総務部長がそんなことを言ったらだめだよ。

○兼島規総務部長 そういうことを申し上げているのではなくて、医療と農業、そういったものとの結びつきというのは依然として大変重要なので、そこは肅々と今までどおりしっかりやっていくと。ただ今言ったように文化とかスポーツとの関連というのが深まってきていますので、そういった観点から観光と結びつけたほうが両方にとってもよりよくなるということでございます。決して医療とかの結びつきが弱いとか、観光で劣るとかそういったことはございません。

○玉城義和委員 そうすると、この編成は観光を主として、文化とスポーツは結びつけるための材料ですか。

○兼島規総務部長 先ほども御説明したとおり、両方です。今言った文化の中にも静的な文化、それから琉球舞踊であるとか、空手であるとかそういったものもございます。そういうのも観光に結びつけることによってより普及される、世界に発信できる。例えば空手道会館（仮称）の建設についてもこここの分野になります。県立郷土芸能会館（仮称）もこここの分野で、この部でやることになります。それからJリーグ対応のサッカー場の建設—これについても今のところ教育庁の所管で、社会体育施設は教育庁が所管しています。その部門をこちらのほうに持ってきて、サッカー場の建設等々についてもこここのほうで加速させるという施策でございます。

○玉城義和委員 後の人もいますので終わりますが、全然説得力がありませんね。もう一つあえて言えば、学校スポーツの関係と何というか、プロ野球だとか、言っていることはプロ野球は観光に使えるという話でーあとはマラソンで

すか。プロ野球とこういうことを言っている。要するにこれもつまみ食いといいますか、スポーツ全体というよりも観光に使えるものみたいな話をやっているのだけれども、例えば国民体育大会などで一少年男子とか、少年女子とか、高校生だとか社会人と国民体育大会などはつながっていきますよね。そういうところで、スポーツの一番のメインというものは、普通で言えば学校体育なのだと思うのです。広くて人口も多くて。そこを切ってしまって、スポーツのところだけまた観光とくっつけるということ也非常に不自然で、このつながりはどうするかという、一方は教育庁、もう一方は一表でよく見られるものはその部局というやり方も極めて不自然で違和感があります。その辺はどういう議論をされましたか。

○兼島規総務部長 これは実を言いますと、教育委員会のほうにこういった体育関係の所管があつて、文化関係も一部ございますけれども、ここの部分は平成18年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正で一平成20年から実施になっているわけですけれども、その部分を知事部局に持ってくるという道が開かれました。この背景はやはりスポーツをもう少し一例えればプロスポーツであれ、アマチュアスポーツであれ振興発展させながら、そして一部では学校教育と何とかこれに結びつける仕組み、そのあたりができないものかということで地方教育行政の組織及び運営に関する法律でそういう改正があったわけです。18都県がその改正を受けて、このスポーツに関する部分を一教育庁所管の社会体育の部門が中心なのですけれども、知事部局のほうに移管する手続をとっています。やはりそういう背景の中にはプロスポーツと連動しながら、プロスポーツを見せることによって学校体育の競技力の向上等々につながるという観点があるということでござります。

○玉城義和委員 全体の部局の編成は次年度ということですね。そうであれば、何でこの文化観光スポーツ部だけを取り出して、こう慌てて未消化なまま一業界についてもわずか1週間とか、3日前に話をしてこんなに慌てて、これだけを突出して進めなければならない理由はどこにあるのですか。

○兼島規総務部長 まず1つは、先ほど御説明しましたけれども、国のほうでもやはり観光庁ができる、そういうたたきのスポーツに結びつける、文化に結びつける、それから国のほうも文化の産業化という施策がございまして、そういうたたきのメニューの中でやはり文化と観光と結びつけたような施策の展開が沸き起こっておりますし、次年度新規の予算の中でもそういうものもございますし、も

う一つは、やはり知事公約の空手道会館（仮称）、それから県立郷土芸能会館（仮称）建設、それからJリーグ対応のサッカー場の整備などについてもできるだけ早く着手して、実効あるものにしたいということもございます。そういったものを平成24年度ということもあるかもしれませんけれども、先に積極果敢にやる必要があると。もう一つは、先ほど説明しましたけれども、平成23年度の新規事業の中で沖縄文化発信・交流促進事業というものに4500万円をつける予定です。それから文化芸術振興産業創出支援事業—これも1億2500万円。それからスポーツ・ツーリズム戦略推進事業—これも1億1760万円という形で、平成23年度の新規の中でもこういったスポーツと観光と文化のコラボレーションという形での戦略推進事業というものがあるわけです。そういったことをしっかりと推進するためにも組織を早目に立ち上げて、その組織の中でしっかりと連携をとりながら検討してもらうということでございます。

○玉城義和委員 総務部長にしてはほとんど説得力のない話で、大変質問には答えていないといいますか、現在の部局ではできることでは全くないので、今つくらなければならないという話にはなかなかならないですね。最後にいみじくも言っていたように、今の観光商工部は一業界の受け取り方もそうですが、ほとんど部長が商工にとられて、統括監が観光を見ているという受けとめ方ですよ。県内の業界は。これを見ているとさっきの話では、観光政策課と観光振興課に統括監を1人置くという。あとは文化振興課とスポーツ振興課と交流推進課に1人統括監を置くと。こうなると、まさにこれは観光は統括監専任ということになりますよね。つまり世の中の受け止め方もそうだけれども、沖縄県はリーディング産業の観光でやっていく観光立県と言いながら、やっていることは集中ではなくて分散だと。統括監が名刺を持ってきて私が責任者です—こういう話になるわけでしょう。そういうやり方はまずいと。本土にしても、外国にしてもそうですよ。だからや、はりそうであれば、沖縄が本当の意味で観光立県としてやるのであれば、やはりもっと堂々と観光部、観光局をつくって、我がほうは最も観光で行政の中でもやっているんだということを内外に示すという時期なのに、逆の方向に行っているわけですよ。そういう意味では私はこれはそんなに慌てることはないので、もう少しじっくりと業界も含めて、県庁の中の実務者も含めて少し議論してやったほうがいいのだろうと。沖縄観光の正念場ですから。個人消費額も少なくなってきて。そういう意味で、こういうことを慌てて出して拙速にいくことは、我が観光にとってちっとも利益にならないであろうと思います。答弁は要りません。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。  
照屋守之委員。

○照屋守之委員 この文化観光スポーツ部、それにあわせて文化環境部が環境生活部、観光商工部が商工労働部。私はこの名称は後で言いますけれども、環境生活部—これは非常にいいと思います。商工労働部—本来はこれがいいと思うんです。いろいろな議論があるかもしれませんけれども、観光商工部というよりは、逆に今の順番は—私も本当は観光、文化、スポーツ。観光を先に持つてきたいわけですよ。それがいいのだけれども、今の議論を聞いていても付加価値をつけるとかいろいろなものがあるけれども、何で付加価値をつけるのですかという話ですよね。結局カジノ・エンターテインメントがどうのこうのと言ったら、これは反対ですよと。何かやったら、これは反対ですよと。こういうまさに文化とスポーツと観光をタイアップさせて、その部分を今の観光PRも含めて本土にPRするのに、琉球舞踊とかあのようなものでどんどん寄せしてきたわけですよね。これは沖縄の特質なものですね。それイコール観光につなげていくということは非常にいいと思うわけ。ですから、元々の観光商工部も含めて、これを例えば今のような形で事前に議員に対するそういう説明とかも含めて、それはもっとしっかりとしなければいけなかつたということはありますよね。あるのだけれども、これから観光をもっとPRしていくということも含めて考えていくといいのではないかと思うのだけれども、これが出てくるまでの経緯ね。例えば1000万人観光客がどうのこうの、現状がどうのこうのとありますよね。それを少し経緯を説明してもらえませんか。

○兼島規総務部長 先ほど来ざいますように、1000万人観光客の誘客目標に向かって今県は観光施策をしっかりとやっているわけですけれども、もう一つは消費額の問題等々もあって、なかなか滞在型という形の観光として十分でないところがございます。やはりそこを伸ばすには、観光メニューを幾つつくるかということも大きな要素だと思います。いろいろなメニューを用立てて、それを商品化して、ぜひ観光客に来てもらうという方法を考えることが一番の課題だと思っております。それらの観点からどういう形でその観光メニューができるのか、滞在型の観光メニューをどうつくるのかということをいろいろ観光を中心にやっているわけですけれども、そういった組織の中で縦割りの組織になっているものですから、なかなか連絡調整も含めていろいろな観光の視点からの一例えば県立郷土芸能会館（仮称）にしても、それから空手道会館（仮称）にしても、そういった視点がなかなか抜け落ちるところがある。そこのあ

たりをしっかりとやりながら、そのメニューをどうつくるかということが大変大きな課題でありましたので、これを機会にぜひいろいろなメニューづくりをして、観光振興に結びつけるという考えでございます。

○照屋守之委員 それと修学旅行はどうなんですか。沖縄は多かったのですが、来県する学校の数とかあるいは現状、それと修学旅行の魅力というもの、どういう形で沖縄に引きつけているのかも含めてどうとらえていますか。

○下地芳郎観光企画課長 沖縄への修学旅行は現在のところは約40万人ぐらい一ここ数年はこの40万人台で推移しておりますけれども、やはり中長期的にはやはり減少していくのだろうというところはあります。やはり、まだ沖縄に来られていない学校も多数ありますから、県外での誘致活動を強化していくと。そのときに沖縄の修学旅行の、ある意味の強みといいますか、必然的な部分といいますか、我々が強くアピールしているのは現時点で3つあります。1つは平和学習。ほかの地域とは別にして沖縄で平和をしっかりと学んでもらうという平和学習があります。あとは歴史だとか文化という、他府県とは違う文化についてもしっかりと体験をして見ていただくと。もう一つは、沖縄の自然という部分が非常に亜熱帯性でほかと違う部分がありますから、これを体験してもらうと。こういった3つのコンセプトをしっかりとアピールしていきながら修学旅行につげなっていくということをしております。そういう意味でも今議論になっておりますけれども、文化資源の活用という部分はこれまでの伝統芸能を含めて活用しているわけですけれども、新しい文化という部分の活用ということもこれからは必要になってくるだろうということもありますので、我々としてはほかに対する強みである沖縄の文化をより育成しながら、強化をしながら活用していくと。ここは観光も厳しい競争の中にありますから、そこへのPRという部分は大事なところだと考えております。

○照屋守之委員 付加価値とかそういう課題を解決するためにどうするかということなのですけれども、そうすると付加価値をつけるためには別のところに特質するような部分がないといけないわけね。本来文化観光スポーツ部なんて、私は部としてはあり得ないと思うわけよ。このようなものが部として成り立つのかと本当に思いましたよ。思うのだけれども、こういう時代でなかなか同じようなことをやっていては差別化はできないと考えながら、こういうものもありだなと思っているわけです。なぜなら、今までの発想ではできないのだから、それを文化もスポーツも観光に結びつけていくということはいいのかなと思う

わけです。特に修学旅行、これは真剣に考えないといけないと思います。これはリピーターにつながっていくわけですよね。そのときに一彼らたちが沖縄に来たときに、沖縄はこんなものかと思ったら成功はないですね。この修学旅行では沖縄でこういう体験ができますよとアピールするのだけれども、平和だけではもう無理なのでしょう一大体わかりきっているよね。そうすると、あとでスポーツあるいは文化、そういう体験をさせたりとかというものは非常にいいと思います。ですから、こういうタイアップはいいのではないかなという観点からはいいし、それからもう一つは滞在型。どうなのですか。大学の合宿とか、あるいはプロ野球が来ていますね。ほかにそういうスポーツの合宿関係で、そういう滞在日数を延ばして観光消費というか、そのお金を落としていくという部分の現状はどうなのですか。

○下地芳郎観光企画課長 沖縄の今の平均滞在日数が3.7日余りでありますけれども、これを何とか延ばしていきたいと考えているわけですけれども、御指摘のようにプロ野球のキャンプだとかというのは最低でも1週間、2週間以上ということがありますし、離島に行っている学校の合宿等もやはり平均滞在日数は3日ということではありませんから、そういう部分ではスポーツを通して沖縄への滞在型を進めていくという部分は非常に大事なことだと考えております。

○照屋守之委員 現状はどうなのですかということだよ。例えば、それぞれ全国に大学とかたくさんありますね。そこのサッカーだの、空手だのいろいろなスポーツ競技があります。そこはいろいろな大会に向けてそういう地域で合宿をしたりとかやっているわけでしょう。ですからそういう市場というか、こういうことを展開することによって、そういうことを沖縄に呼び込んで、それを長期滞在の1週間だったら1週間、10日だとかというもの、スポーツ合宿みたいなものの需要というもの、そういうものの可能性はどうなのですかということです。

○下地芳郎観光企画課長 今年度スポーツ・ツーリズム推進事業をやっておりますので、その中でこれから可能性のある分野を含めて調査をしていこうと今進めているところです。残念ながら、実態としては個々の団体ごとの詳しい数値というものがないものですから、それを含めてスポーツコンベンション振興協議会を活用しながら、詳細なデータ等についてもとっていきたいと思います。

○照屋守之委員 ですから、これは余りデータを持っていないということであれば、私はまだ非常に多くの可能性を秘めていると思うわけ。北海道から九州まで全部の大学を含めて。専門学校もそうです。各種学校もそう。各種学校はこの前にここで九州大会をやりましたよね。あのようなものを含めて。こういう部をつくって、ターゲットをそこに絞り込んで—そういうスポーツというものは幾らでもあるわけですからね。それを沖縄県の全体のそういう施設も含めてこういう施設がありますよ、こういう宿泊もありますよという形で呼び込んでいってふやしていくという、これからは具体的にどこにターゲットを絞ってどうするかということなのです。幾ら滞在日数を延ばせとか、観光消費を上げると言ってどうやって上げるのですか。言うことは簡単ですよ。ですから具体的にどうやっていくかということが問われているから、こういう奇抜な発想も含めてやはり考えるべきだなと最近は思っています。それから、空手道会館（仮称）、県立郷土芸能会館（仮称）、Jリーグ対応のサッカー場—知事の公約の部分がありますね。私は、箱物とかいうものを含めて本当に必要なのかなと、ある一方ではそういう考え方も持っていました。ところが、こういう形で県のほうで文化観光スポーツ部という部署をつくって、本当に観光とかいうものをいろいろなこういう形で連携してやっていくということが出てきたときに、ああ、なるほどねと。このように力を入れるのであれば、それに特化したようなものが展開される。だからこれは関連して必要だなという思いがあるのだけれども、ただ箱物だけつくってこれをやりますと言うだけだったら幾らでもありますよね。ですからそういうものとしっかりとタイアップというか、こういう流れでやっていきますよというもとでそういう施設がつくられるのであればよいのだけれども、ただ箱物だけだったらつくる必要はないなという思いがします。知事がそういう形で県民に対してもそういう約束をして、あるいはまたこの役所の中もそういう形でやっていける組織ができていけばそれはマッチするし、それは県民も願ったりということなのではないですか。それと観光に関しても、やはりそういう連携をしないといけないいろいろな観光関連の人たちも含めて、新たなそういう仕組みづくりができればいいのではないかという感じがするのですけれどもね。どう思いますか。そう思いませんか。単なる箱物がどうのこうのだけでひとり歩きさせたらどうしようもないよ。これとタイアップできるのであればいいのではないかという思いがするのですがね。そういうことも含めて今のトップの考え方も含めてもう一度紹介してもらえないですか。

○兼島規総務部長 今回こういった提案になっているわけですけれども、おっしゃるように空手道会館（仮称）含めて、観光のほうでも空手道会館（仮称）をつくるなら、観光の視点で今空手道会館（仮称）の建設についてやろうとしています。そう申しますのは、外国から空手家の方々を招いて沖縄空手を世界へまた発信していくと。そうしてみるとその方々が、例えばリピーターという形でまた沖縄のほうに来られるという仕組みですね。単なる箱物だけではなくて、そういった仕組みをつくりたい。もう一点は県立郷土芸能会館（仮称）にしても国立劇場おきなわもございます。実は国立劇場おきなわは教育庁が所管なのですけれども、この国立劇場おきなわの所管についてもこちらのほうに持ってくる予定です。国立劇場おきなわと県立郷土芸能会館（仮称）、観光を含めて交流関係を大事にしながら、箱物についてのあり方等々も含めてしっかりと検討していきたいという観点も1つございます。もう一つはJリーグの箱物なのですけれども、沖縄県総合運動公園—そのほうの改修なのですが、でもここは社会体育施設という形で教育庁の所管になっているものですから、なかなかJリーグを呼び込むための施策が教育庁の中ではなかなか難しいというところがございまして、その部分をこのほうに持ってくることによって、今おっしゃるようにJリーグであるとか、それから大学のサッカーチームが合宿に使えるとか、そういった相乗効果を期待しながら、そういった形の部の編成をやっていって文化の振興、スポーツの振興、そして何よりも観光の振興に寄与する組織にしたいということが私どもの考えでございます。

○照屋守之委員 それと今沖縄に41市町村ありますよね。例えばうるま市あたりでも今観光業界とか、物産何とかというものをつくるということで今その立ち上げにいろいろやっているんですよね。例えばうるま市あたりのそういう観光とか、入客を見込むとかというときに何をターゲットにするかということでこれから大きな課題を抱えています。組織を立ち上げていくんですね。それをどうやっていくかということなのですが、やはり私は県とそれぞれの市町村が本当に連携して、外からの観光入客をふやすということだから、今までみたいに当たり前に旅行会社に頼んでいたのではどうしようもないわけですよ。みんな競争ですからね。京都なんかは黙っていても1000万人来るというでしょう。今の京都は。本当に我々が何を売りにして、離島の沖縄に人を寄せつけるかということはただごとではないですよ。理屈ではないですよ。カジノだって一あればいろいろな議論が出てくるのだけれども、どのようなものも含めて、ただ自然とか何とかと言ったってここだけでは無理なのです。だから特質するようなものを打って、それぞれの一県だけでは考え切れないから、例えばうるま市

だったらうるま市の海中道路とか、あのような離島関係とか、あのようなものも背景にして、そこに何かを持ってくるとか。あるいは南部あたりは南部あたりでこういういろいろありますね。そういうものも含めて、これとタイアップした形で全国的に営業展開していく、あるいは世界的にも営業展開していくということを真剣にやっていかなければ、右肩上がりではないのだから。ここでなにか手を打たないと。この部の設置にしても個人的に言えば、こうでもない、ああでもないといろいろありますよ。あるけれども、その時代時代の流れで果敢にそういうチャレンジをしていくって、組織を変えていきながらそれに取り組んでいく。あるいはそういう時代になったらこれはやめて、また別のものをやっていくということになつていかないと、なかなか対応できないのではないかと思います。ですので、問題はこの形を変えていくということはもちろん大事なのだけれども、その形を変えながらどれだけの成果をつくっていくかというこの決意とか、覚悟が必要だと思います。発想の転換やそういうものは皆さん方にありますか。これがないと1000万人観光なんて絶対できませんよ。そう思いませんか。どうですか。

○下地芳郎観光企画課長 観光もやはり非常に厳しい競争で、さらには今のような円高の状況、あと羽田空港の国際化等を含めて考えると国内の競争だけではなくて、海外との競争というのも非常にこれから激しくなっていきます。そういうことからすると、いかに沖縄の魅力を高めていくかということに尽くる部分があるわけですから、それはこれまで以上に従来の資源だけではなくて、それぞれの地域の魅力をどう高めるのか。今照屋委員がおっしゃったとおりだと思いますけれども、最終的には地域の魅力をどれだけ高めていけるのかということ。地域資源とは何なのかということを地域の側からも再発見していただいて、県としてはそれを世界に向かって発信をしていくこと。受け皿づくりをしていくことになると思います。ですからこれから観光については従来の観光産業の人たちだけではなくて、もっと幅広い人たちが参画をした観光でないと、到底からの社会では勝ち抜いていけないと考えております。ですのでその意味からすると、それぞれの地域の中にどれだけ違った魅力があるのか一資源は1つだとしてもつくり方によっては別の魅力にもできる部分もあると思いますから、そこに特徴のあるプログラムをどうつくっていくのかということが非常に大事だと考えております。

○照屋守之委員 幸い特にスポーツは—12月27日でしたか、県民栄誉賞は。宮里藍選手がそういうことで世界的にも非常に知名度があるからね。そういう面

では、今非常にタイミングというか、時期的にそういうものは沖縄にとってはいいかもしませんね。ですのでその時代その時代のそういういろいろな課題があるかもしれませんけれども、やはり積極果敢にこのような形で部の改編も行いながらやっていくということは非常にいいことかもしれませんね。私もよくわかりませんよ。わからないけれども、そういう形で時代の流れとかも含めて、今までのようなやり方ではだめだということははっきりとしていますよ。ですので何か特化したものがなければ、沖縄は観光としては継続できないということははっきりとしています。それを今執行部のほうでは文化とスポーツとかということをとらえて、それを観光に結びつけてということ。もちろんほかの別の文化、あるいはスポーツありますよね。そういう面では、非常に期待はできるという思いと、しっかりと頑張ってもらいたいというものはありますけれども、ただそのためには、先ほどからいろいろ議論はありますように委員の皆さん方もにもそういうものも含めて、再度またそういう熱意も伝えながら理解を得るということも必要だろうと思いますけれども。繰り返し言いますけれども、これは知事も選挙のときに県民に約束したそういう空手道会館（仮称）とか、県立郷土芸能会館（仮称）とか、Jリーグの会場とかというのもも含めて、沖縄県をそういう文化とスポーツというのもも含めた形の沖縄県づくり、さらにはそれをひいてはそれを観光に結びつけていって、そういう経済的なものも発展させていくという、これが拠点になるようなものが文化観光スポーツ部。そういうとらえ方でいいのですか。

○兼島規総務部長 そのとおりです。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

金城勉委員。

○金城勉委員 今さまざまな議論がありましたけれども、私も今照屋委員からの視点に非常に共感を受けました。やはり1000万人観光を目指すという視点から、さまざまな施策を展開していくかなければならない。それで国際的にも厳しい観光の状況にある。そういう中で、いかにしてそれをさらにはねにしながら次への展開を広げていくか。そういう目前に喫緊の課題があるわけで、そういう中でやはり大きな要素としての文化やスポーツと連携しながら観光、沖縄の産業振興に役立てていくという視点からの今回の提案になっていると理解しておりますから、手続云々というのは本質的な問題ではないでしょうから、それはそれとして今後きっちりとしながら、しかし趣旨としてはやはり沖縄観光の

そういう観光産業をいかに広げていくか、強化していくか、県民生活に資していくか、そういう大きな視点があるわけですから、これはむしろ積極的に仕掛けていって、具体的な果実をより早く……。見直していくという形でぜひ皆さんと頑張っていただきたい。また先ほどからのやりとりの中で総務部長のそういう決意も非常にひしひし感じますから、そこは観光部門も同じ思いを共有しながらぜひ頑張っていただきたいと期待を申し上げます。以上。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 先ほどから聞いて感じのですが、観光を強化するために組織改編をするという説明がありましたけれども、この観光の強化という意味で文化・スポーツをくっつけたという感じがしたのですけれども、観光行政の課題を幾つか挙げていましたよね。外国人の問題とか、消費額の落ち込みとか。そういったことの課題が1000万人観光の問題もありましたが、この課題の目標達成に向かって行政は進むべきだと僕は思います。この課題に向かって取り組むべきものなのが改編なのかと私は聞きたいのですけれども、これと皆さんの課題と成果ですよ。それが変わって、組織改編をして皆さんの目標と課題が達成でき得るものとして皆さん提案をしているわけですね。ただ単なるくっつけたということでしたら一例えば先ほど知事部局にそういった文化・スポーツができるようになったと。だから持ってくるんだと。そういう機械的な法律の改正だけではないでしょう。本質的なところは観光の課題と目標が、知事が公約しているもので改編をして実効あらしめると言っているわけでしょう。これを語らないで、ただ皆さん連携するからという話なものだから、頭も観光がいいとか、文化がいいとか、スポーツがいいとかという話になってしまふと僕は思っています。ですからその辺はしっかり説明してもらわないと。数字的にもやはりどうするんだということがあって変えるんですよね。私はそこの説明を聞きたいです。

○兼島規総務部長 少し説明が足りなかつたかもしれません。確かにおっしゃるように大きな目標は1000万人観光であり、それから消費額の向上、観光産業の振興という観点はもちろんございます。それは1つ大きな柱です。もう一方では文化の振興であったり、スポーツの振興もそのほうで一緒になることによって、我々は相乗効果があると見てています。おっしゃるように観光の一つの目標があって、その目標を達成させるためには、先ほど来いろいろ議論があり

ますように、私どもが提案していますように観光メニューの発掘であるとか、それから今トレンドとして周遊型の観光から体験型の観光に変わってきていると。そういうことをとらまえてスポーツであるとか、文化であるとか、そこに親しむような観光メニューを多くつくる。そういうことによって滞在型の観光がふえてくる。それからもう一つは観光客もふえてくるという形での目標達成に向かって、そういう組織をつくり上げながら目標達成に向かって観光振興していくという観点で、組織があって、そして組織改編することが1つの目的ではなくて、それをよりよく実現するためにはどういった組織がいいのかという観点からの組織再編ということで、御理解をいただければと思います。

○崎山嗣幸委員 玉城委員も言っていましたが、これは文化・スポーツが特に関連することかもしれないが、でも療養型の沖縄観光を目指すという意味での医療とか、福祉とか、農林とかさまざまな分野にわたるものが観光産業に集約されるわけです。ですから両方が大きく関連するからといって引き出していくけれども、観光行政の中で全部局の事業形態を網羅して、そこに検討する機関というか、特化する機関というのか、そういうものをさらに置くことが私は重要ではないかと思っていますが、部長がおっしゃったようにその他の事業を置いていくものではないと言ったわけです。各部署にあるものと連携するというシステムをやることで克服できるのではないかと思うのだけれども、その辺の構想の姿は一置き去りにするのではなくて、その辺の部局と観光とどのように一元化するかは、構想はあるのですか。

○下地芳郎観光企画課長 ただいまの御質問ですけれども、県庁内での観光との連携という部分につきましては、沖縄観光リゾートコンベンション推進本部という組織をつくってございます。これは各部長が委員になっておりますけれども、この中に6つの部会をつくりまして、例えばインフラ部会だと、産業間連携部会だとという形でそれぞれの各部の取り組みを観光の視点から意見交換をして、さらに進めていくということにしています。しかしながら、残念ながら現状ではなかなかこれが十分に機能していないというところがあります。我々としては新しい部になっていく中で、特に産業間の連携という部分というのは観光収入を高め、県経済の自立化のためには非常に重要な部分ですから、観光がよりリーダーシップをとる形で各部との連携を進めていくと。この推進本部をより強化をしていきたいと考えているところです。

○崎山嗣幸委員 ここが重要であるというのであれば、現在機能していないよ

うなことをこれから機能させると話しているが、今の組織改編の中でこれがどのように機能するかについての考えはどうなんですか。そのような形でこれは動いていくということですか。例えばなぜ動かなかったのか。これを変えたら動くのかということはどのようなことなのでしょうか。

○下地芳郎観光企画課長　観光商工部という現在の組織の中で先ほど来ておりますけれども、部長が観光と産業部門全般を見ているということもありまして—これは本来の理由にはならないのかもしれませんけれども、実質的にそういう会議を開催するタイミングがなかなかつかめなかつたということはあります。一方で各部におきましても、現在では観光と絡めた事業というものをどんどん取り組んでいく形となっております。ですので我々としては現在十分に機能していなかつた部分を、これを機会により強化をしていくという形をねらっていきたいと考えているところです。

○崎山嗣幸委員　先ほど各観光業界とか、文化団体だとか、スポーツ協会とかの聴取一皆さん序議で決めた後に説明をしたと言っていますけれども、今言われているものも現状のそういう団体の意見というのか、目標とかについて皆さんは正確に事情掌握をしていないのではないかと私は思ったのですが。全部聞くわけにはいかないけれども、観光の場合には頭が観光であるべきだと言っていたと皆さんは言っていますが、各部局の要望とか、問題点とかについてペーパーに記録されているというものはないのですか。要するに皆さん一今財団法人沖縄観光コンベンションビューローもそうなのですけれども、観光とかそういう部局とそれぞれ関係する問題点と課題についてペーパーにされている、要望や意見というものの集約一覧表はないですか。

○兼島規総務部長　少しものの順序がいろいろあるかと思いますけれども、1つ申し上げますと、実を言うと私どもこの間一先ほど冒頭にポツと出た話ではない、考へではないと申し上げました。一昨年来から文化環境部、それから観光商工部、それから教育庁等々にはこういった組織、こういったコラボレーションを考えていると。皆さんの意見はという形で求めております。部の意見はこぞって皆さん一文化環境部も賛成、観光商工部も賛成、それから教育庁もこの前本会議でも意見がございましたように、教育委員会も異存なしという形の中で進めてきていまして、こういう文化観光スポーツ部という名前ができたものですから、この名前でいきますよという形での説明が少し後日になったと。確かにおっしゃるように、その組織をつくる以上は事前にそれぞれの関係部局

のほうからそれぞれの関係団体にしっかりと聴取すべきなのかもしれませんけれども、その部自体の意見についてはこれまでにいろいろと意見交換をしていまして、そこについては皆さん賛成ということでございます。

○崎山嗣幸委員 総務部長が言うことを丸のみして理解するということにはならないと思いますが、私が聞いていることは観光業界とか、スポーツ協会とかその他の団体の日常的な目標とか課題があって、行政に対する要望もあると思います。しかし、これは異存がないということでしたと言っているのだけれども、果たして皆さんがこの組織改編をすることによって、各部局の各業界団体の皆さんの要望が集約されて、目標に向かっていけるのかなと私にあるものですから、異存はありませんというただ一言で各業界ースポーツ協会も、文化協会も、観光業界もすべてこれで済まされているのかなと私は理解したのです。しかし、課題と問題点は各業界の皆さん持っているのではないかと私は言いたいのです。その問題点を皆さん整理したものがペーパーですかと私は言っているのであって、これが皆さんは序議が12月1日に終わって、13日、14日の期間に説明をして、異議ありませんでしたと言っているけれども、本当にこれで各業界問題ないと言っているのかなと私は疑問なんですよ。それは今に始まったことではなくて前から検討してきたわけだから、前から検討してきた結果のそれなりの意見書というものがあるのではないかと聞いたのです。ないならただ普通のディスカッションでやってきたのかどうかと聞きたいのです。

○兼島規総務部長 直接それぞれの部局が各業界にどのようなアンケートをしたり、どういった形の意見聴取をしているということについては定かではないのですけれども、この組織をする前には一、二年前ぐらいからそういう組織をつくるということであれば、それぞれの部局と私ども総務部とヒアリングをするわけです。今皆さんを持っている課題は何ですかとか、業界からどういった話を聞いていますかとか。そういったことを踏まえた上で、集約しながらこういう組織をつくり上げていきますので、直接業界サイドにどういった意見を求めたとか、そういったことについては私ども承知はしておりますけれども、少なくとも各部局のヒアリングをしっかりとしながら、そういう課題があって、こういう組織をつくることについて皆さんどうですかという意見交換は常日ごろやっているということです。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 少し懸念することがあってお尋ねしたいのですけれども、きょうもらった資料の中に、教育委員会から文化観光スポーツ部に移る中で県立博物館・美術館に関することや著作権に関することが移っていくわけなのですけれども、これがなぜ文化観光スポーツ部の中に必要なのかなと。というのは、観光というものはある意味で外からいらっしゃる方に対して示すものだと思っています。そして、おっしゃるようにプロスポーツの振興だとか、総務部長が先ほどおっしゃったのはいろいろわかります。理解します。ただ私は文化の面、あるいはスポーツの面が、本当に県民の文化振興ができるのかなと、あるいはスポーツでも振興がしっかりとできるのかなという懸念があるわけです。というのは、観光と結びつけるとどうしても見せ物になったり、イベント性のものが前に出てしまうのではないかと。そうするとゴルフなんかはもちろんプロゴルファーが活躍して、子供たちもプロゴルファーを目指してやっているからそれはいいのですけれども、舞踊を習うとか、子供たちがある意味で精神修行という形でお行儀だとかいろいろな形で習う子供たちが、今でさえも上級に行くに従って衣装代が高くて続けられない子供たちがいるのです。そうすると観光と結びつけた場合、もっとそういうことが進んでいかないのかなと。本当に沖縄の芸能として守っていかなければならない人たちを、あるいはそこに携わっていきたい人たちをしっかりと育てられるのだろうかという心配があります。ですからそういう意味では、観光は観光でいいのですけれども、文化とスポーツをもちろん一融合してというのですか、観光に結びつけることは大いに結構だと思います。ただ文化は文化で守りながら、そこはやはり教育委員会の中で金銭とは絡まずに一変な言い方ですけれども、利益を生むとかそういうことではなくて、沖縄の文化は文化として、その芸能でありいろいろなものを守っていくことをしっかりと育てる。そこに置いておいて、文化観光スポーツ部の中で要するに文化イベント課とか、スポーツイベント課とか、交流イベント課とか、そのようなイベント性のあるものを扱う部分は文化観光スポーツ部に置いてもいいのですけれども、本当にスポーツや芸術というか、そういったものはそこで余り金銭と絡ませないような部の中で置いておかないと、将来廃れてしまうのではないかという気がするのですが、そこら辺はどのように考えていますか。

○兼島規総務部長 確かに伝統芸能保持であるとか、文化財、これについては依然として教育庁のほうに置くという考えです。問題は県立博物館・美術館だと思います。これについても私どものほうも少しいろいろと検討しました。確

かに博物館となってくると教育的な要素が強いところもあって、博物館でしたら教育委員会のほうの所管ということもいろいろ考えたのですけれども、教育委員会とのいろいろ意見交換の中では、博物館、美術館という形でいろいろ設置されているものですから、やはり美術館はもう少し観光も含めて一国内外の人にある面では来ていただいて、見てもらうという要素も少しあるものですから、博物館の中にも確かに沖縄のそういった文化財であるとか、そういったものもございますので、そういうものを見せるということも1つの要素なのかなということでいろいろと検討した結果、もちろん伝統文化保存については、おっしゃるとおり保存ということについては教育委員会でもしっかりとやるという関係で、こういったすみ分けになったということです。

○新垣清涼委員 博物館にしても、やはり沖縄にこれまであったいろいろなものを集めて見てもらうわけですよ。そういう伝統であったり、歴史であったり、そういういたものがあるからこそ観光に来た人たちも、やはり異文化に接するだとか、あるいは非日常を味わうために観光というものがあるわけですから、そういう意味ではそこにあるものをしっかりとそこに住んでいる人たちが守っていかなければ、厳しくならないかという思いがするのです。縦割り行政の弊害だと思うのですが、今これを見ているとどちらも体育団体に関するることは両方にあります。それから文化関係団体に関することも両方に一教育委員会と文化観光スポーツ部の両方にあります。そうすると、先ほどあったようにある団体が皆さんにお願いをするときに、こういうことをもう少し支援をしてほしいという話をしているときに、文化観光スポーツ部に行ったほうがいいのか、教育委員会に行ったほうがいいのかーあそこに行ったら向こうに回せと、ここに行ったらこれはあっちだということにならないかという心配があるんです。ですからむしろそういった意味では、文化に関するものはしっかりと教育委員会で守ってもらって、そして観光イベントとして必要なときには連携をするんだという取り組みが必要だと思います。これはそうなっていると思うのですけれども、この文字からすると、こういうすみ分けからすると、なかなかそういうものが理解できなくて不安があるものですから。10年後、20年後に沖縄の伝統文化と言わたったものは、本当に人に売るための商業主義になってしまってースポーツにしてもそうですが、特に沖縄の場合は文化だと思うのですけれども、これが商業主義に走ってしまって、行っても大したことないよという話になつたら、自然だけしか魅力がなくなってしまうということに陥らないかなという懸念があります。その辺はどうでしょうか。

○兼島規総務部長 その部分はしっかりと保存する一守るもの。そしてもう一つは、やはり外の皆さんの中に触れて、体験してもらって、振興していくもの。そういうことを使い分けしながらしっかりとやっていきたいと思っています。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 私も説明に来られたときに詳しいことはと聞いたら、まだ具体的には余り決まっていませんということでこの表だけいただいたのですけれども、追加資料を見て戸惑っておりますけれども、そういう面では新里委員と同じ気持ちです。それで最初に質疑しますけれども、観光においてリピーターの方々の沖縄観光に対する感想というものはどのようなようでしたか。

○下地芳郎観光企画課長 沖縄観光客満足度調査の中でリピーターが約78%、8割近くなっておりますけれども、これまでの調査の中では個別に見ますと、自然の美しさという部分に対する評価が非常に高くなっています。あとは森や川の美しさ—これは海の美しさとは別にしておりますので、その部分が一番高いと。あとは食事の関係、観光施設や文化体験。こういったものなどが観光客の期待、満足度としては高い部分となっております。

○前田政明委員 総務部長、観光産業はリーディング産業ですか。

○兼島規総務部長 リーディング産業だと思います。

○前田政明委員 これから発展するということですね。

○兼島規総務部長 総合的な産業であり、なお県経済を引っ張っていくという意味でのリーディング産業という理解です。

○前田政明委員 沖縄観光客満足度調査で自然、森や山、川、それから食事、それから伝統—踊りその他だと思いますけれども、先ほど玉城委員からもありましたけれども、1人当たりの使うお金が下がっていると。そこをどうやって質を上げていくかということが大事なところですよね。そういう面では観光イベントだけではなくて、やはり地域性とか全体的な沖縄のよさというの是非常

に大事ではないかと思います。そこはどうですか。

○下地芳郎観光企画課長 先ほどもお答えいたしましたけれども、沖縄の魅力という意味では、こういった自然的な部分に加えて地域の魅力というものが非常に重要なと考えております。

○前田政明委員 そういう面では独特的な特産物とか、そういう農業、漁業、地域振興ですよね。総務部長答えてください。

○兼島規総務部長 地域振興はいろいろあるかと思います。例えばエイサー。私は沖縄市に住んでおりますけれども、沖縄市ですとエイサーを標榜した形の観光、それから地域の文化等々を発信することが大変重要だという形でやっておりましますし、またスポーツコンベンションなどで例えば宜野座村、それから北谷町等々地域おこしの観点でプロ野球のキャンプを誘致したり—これは石垣市も一緒なのですけれども、こういった意味での地域おこしもあるかと思います。

○前田政明委員 僕が聞こうとしているのはそういうイベントとかではなくて、例えばさとうきび。さとうきび畑がなくなったら、これは沖縄観光としてどうなりますか。

○兼島規総務部長 いろいろ観光の要素は観光商工部のほうに少しお答えさせたかったのですけれども、いろいろな要素があろうかと思います。さとうきびにしても、サンゴにしても。いろいろな観光客が親しむ風景であったり、そういうものもあるかと思います。

○前田政明委員 よくリーディング産業と言われているのだけれども、観光事業、ホテル関係はもう衰退産業だということでホテル組合の方々と私ども共産党も懇談したのですけれども、そういう面では、常雇いでなかなか大学、専門学校を出てくるけれども、なかなか雇いきれない。若い人材をずっと確保できない。そういう意味では、いわゆる県の方々はリーディング産業とかいろいろ言うけれども、自分たちの願いをじっくりと聞いてくれる機会がなかなかないと。こうなりましたよということで会議の場でもなかなか発言ができないというようなことを率直に言っておりましたけれども、そういう面では私はやはり観光産業を支えてきた地元のホテルの方々がたたかれて、本当に四苦八苦して

いると、こういう状況に光を当てないといけないと思いますが、そこはどうお考えですか。

○下地芳郎観光企画課長 これまで沖縄観光をずっとリードしてきた県内の宿泊産業一ホテル組合の方々はその主なメンバーに入っているわけですけれども、おっしゃるように今厳しい競争の中で、地元系の宿泊施設が非常に苦戦をしているということは理解をしております。そういう中で、実際にどうやってお客様に利用してもらうかという意味では、1つには先ほど話がありましたけれども、修学旅行の誘致という部分に業界の方々と連携して取り組んでいくと。さらにはスポーツ合宿だとか、少し長期的な滞在ができるような方々についてもなるべく地元のホテルの利用を勧めていくと。こういった幾つかの施策を実施しておりますし、これからも強化していきたいと考えております。

○前田政明委員 先ほど他の委員からもありましたけれども、これをどうするのかと。この沖縄観光を支えてきて、ここまでもってきた我々はどうするんだと。それに対していろいろな形でのイベントその他あるけれども、実際そこを支えてきた地元のホテル関係業者に対して、具体的な施策をああだこうだとかじっくり話を聞いて、今たたかれている単価をどうするかとか、そういう面で今の利用率とか、修学旅行も今非常に落ち込む中で大手のホテルが一括してとするような方向も出ていると。これを何とか規制できないかとかいろいろありますよね。ただそういう面ではいわゆるリーディング産業と言われている流れの中で、このままではしっかり支えてきた、ここまでもってきた地元のホテルの関係者がもう本当に続けられるのかと。そのときに—これはある人や県庁の方にも、自分の子供が育ったらそこに勤めさせることはできないなと平気で言う人がいるんですよと、いろいろな関係で別のところでも聞いたりするのですけれども、ですからそういう面では個々の観光産業に光を当てると。観光消費額をふやす。そして復帰時から長年頑張ってきた方々が依拠している修学旅行の分野まで大きいところが出てきていると。そういう意味での危機感といいますか、そういうことを私は観光云々と言う前に、では新しい部をやる場合に実際そこはどうなるのかと。そしていろいろな人からもっと集中してほしいと。自分たちを助けてほしいと。ですから誘致の問題でももっと力を入れてほしいと。そういう面では、もっと自分たちの状況をつかんでほしいという訴えがある。このように文化、観光、スポーツとなってしまうと、何というか、今まで見えなかなか実際上一派手な中でじっと耐えている関係者に対して光が当てられて、今度こういう部局をつくることによってこのようになるんですよと皆さんは説

明できたのですか。

○下地芳郎観光企画課長 県内の観光業界をどうやって支えるかという部分は非常に重要な問題だと思いますし、実際我々もそういった事業を通して支援をしているつもりです。1つにどうやってマーケットを広げていくかという部分が大きな課題です。そこは修学旅行だけにとどまらず、観光客のニーズが多様化していく中でどうやって沖縄の魅力を発信するか。そこは沖縄県観光コンベンションビューローを通してホテル組合なり、レンタカー業界なりそれぞれの業界とは連携を図っております。その一方で先ほど話がありましたけれども、業界の人たちの待遇の問題もありますから、ここは観光人材育成センターというところを通して研修を強化したり、海外留学制度をつくってみたり、現時点でも幾つかのことはやっています。そういう中で新たにつくる部の中においても、こういった下支えする部分の施策については強化をしていきたいと考えているところです。

○前田政明委員 そういう面で私はそこのところが大事だと。そういう面でどうなるのかなと一まともな答弁はありませんけれども。やはり沖縄県がやっている、自然を破壊して、沖縄の宝である干潟とか全部破壊してきて一埋め立ては全国でも……。そういう流れの中で、私は行政としては自然遺産登録とか、この沖縄のよさを生かしたものを感じ腰を据えると。それをやるんだという形で、要するに自然遺産登録をしたところでの経済振興やその他などいっぱい本にも出ていますよね。その中で村おこし、まちおこしという形で出てますね。そういうことは今度の部局編成ではどのように位置づけられるのですか、連携は。

○下地芳郎観光企画課長 今回の観光、文化とスポーツの連携強化ということですけれども、先ほど御説明いたしました沖縄観光リゾートコンベンション推進本部の中に部会が幾つかありますが、その中でも世界遺産等歴史遺産ネットワーク化部会という部会があります。こちらについては教育庁の関係者、それから専門家の方々を交えての議論をしておりますので、こういった世界遺産の活用の分野もこれからさらに強化をしていきたいと考えております。

○前田政明委員 私は沖縄の観光のかなめはそこだと思うのですよ。それでヤンバルの森を守る。そして今度の名古屋の国際会議－COP10でもあるように、日本を含めて自然を守ると。世界に例のない極めて貴重なこの亜熱帯の沖縄の

自然を守ると。それこそが経済の発展だという認識は総務部長はあるわけでしよう。

○兼島規総務部長 自然環境、これは沖縄の観光の大きな売りでございます。そういった意味で言いますと、世界遺産を含めて一例えばサンゴ礁の保全等もしっかりとやっていきながら観光に結びつけていくと。これは大変大事だと思っております。

○前田政明委員 そういう面で、先ほどありました沖縄に来た観光客の感想含めての沖縄の大変な自然の宝。その中で沖縄の芸能、文化があるんですよね。その中では先ほどありました県立博物館・美術館というのは、法律的にはどのように位置づけられているのですか。

○池田克紀行政改革推進課長 沖縄県立博物館・美術館は、博物館法でいう登録博物館ということで位置づけられております。

○前田政明委員 それはわかっているよ。ですからその目的は何ですかと。博物館法に定められている施設は。

○池田克紀行政改革推進課長 これは沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例第1条ですが、設置の目的として、「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせて博物館・美術館資料に関する調査研究を行うため、博物館法第2条第1項に規定する博物館として沖縄県立博物館・美術館を設置する」と規定されております。

○前田政明委員 それでは、沖縄県立博物館・美術館の目的は何ですか。博物館法の適用を受けた県立博物館・美術館の位置づけがあるでしょう。

○池田克紀行政改革推進課長 今申し上げたものが、沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例に規定されている設置の目的です。

○前田政明委員 沖縄の美術館、博物館を含めて、この中でずっと議論されてきて、博物館は博物館法に基づいていろいろな研究をする、調査をする、その

成果を展示すると。これは民族的にも、国民的にも極めて貴重な、人類的にも大事な財産だと。それを研究し、そしてそのためには学芸員が要る。その形でしっかりと定められているんですよね。ですからその研究一あくまでも研究、そしてそれは沖縄県民の誇り。そういう面で県立美術館の位置づけも現代美術館だとか、いろいろな意味で米軍占領下の中に置かれた沖縄県民の民族性、そして苦難、これをどう生かすかと。そしてまた博物館も沖縄独自の、琉球王朝含めて歴史があると。それをやはりしっかりと研究し、そしてそれをまとめて、その研究成果を発表する。これは当然発表が目的ではなくて、展示が目的ではなくて、そういう研究した成果は博物館法に基づいて展示する義務があると。こういう仕組み、理念ではないのですか。

○池田克紀行政改革推進課長 今委員がおっしゃったことだと思います。

○前田政明委員 それで私は博物館、美術館をつくる場合は、別々にすべきだと。それから多くの美術関係者が本当に待ちに待った美術館だと言って一ところがこれが民間委託されて、天皇関係の表示も規制するとか。またいろいろものを含めて、確かに民間委託、運営は委託されているけれども、展示やその他は研究して、いわゆる委託会社の発表と県独自の企画だとか、そういう面では博物館法に基づく趣旨がまだ残っていますよね。この大事なものをやるのが教育委員会だと思うんですよ。そういう調査・研究が中心なので、当然教育委員会の仕事ではないですか。

○池田克紀行政改革推進課長 今回県立博物館・美術館自体は、条例上特に改正をするわけではなくて、その管理について知事部局に委任をすることを考えております。

○前田政明委員 先ほどから総務部長が言っているその趣旨は、展示一ある面では商業主義的ですよ。その県立博物館・美術館で最も関係者が、美術関係者その他研究者が苦慮するのは商業主義に陥ってはいけないと。研究が中心で、それを発表するのであって、何かイベント的なそういう方向に行ってしまうと、商業主義に走ってしまうと、本来の調査・研究一本本当に民族的宝、これを研究して後世に伝えるという本来の役割がなくなってしまうのではないかと。これが知事部局に移ったら、要するにあくまで観光のイベントのためにさあさあ、こういうのをやつたらどうかとか、企画展の問題も一いわゆるどちらかというと商業イベント主義的な中身に組み入れられてしまう。そうなつたら長年ずっと

と研究してきた学芸員を含めて、こういう大事な土俵そのものが変わるとというのが、皆さんが言っている観光中心の部をつくるということになってしまって、本来の趣旨が違う方向になるのではと懸念されますが、そこはどうですか。

○兼島規総務部長 確かに、先ほど設置の目的の中に、保管し、展示して教育的配慮のもとに一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行うという要素がございまして、先ほどおっしゃるように調査研究が大きな柱であるわけです。そこについてはしっかりと教育的配慮とうたっていますので、教育委員会と調整しながら展示の研究等については引き続きやるわけですけれども、一般公衆の利用に供するという観点をとらまえまして、そのほうについては知事部局のほうでそういった展示を一般公衆に公開しながらやっていくということでございます。

○前田政明委員 きょうしか資料を見てないのであれですけれども、教育庁文化課の博物館法に関するることは残るということはどういうことでしょうか。

○池田克紀行政改革推進課長 教育庁に残ります博物館法に関することは、市町村にありますとか、市町村立博物館を登録する業務は、引き続き教育庁に置くということです。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、前田委員から博物館法に基づく博物館の登録についての確認があり、再開して担当課が再答弁することとなった。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

萩尾俊章文化課班長。

○萩尾俊章文化課班長 博物館法で、登録博物館、それから博物館相当施設という分類がございまして、ある一定の基準を満たすと一例えば学芸員が何名以上とか、施設規模とか、展示施設、館報とか館記を出しているか、そういう審査基準がありまして、それを満たしているかどうかを審査しまして、それに合致すると登録博物館という形で認定しまして、公報搭載をして、最終的に教育委員会にあります登録簿に登録されるという方式でございます。

○前田政明委員 私はわからないので聞くのですけれども、県立博物館・美術館関係の研究員とか、それから沖縄の美術関係者に、今度のことに対して皆さんは説明されたのですか。いわゆるこういう方向で機構が変わるけれどもどうなのかという説明はやったのですか。いつ、どういう団体に対してやったのか説明してください。

○萩尾俊章文化課班長 県立博物館・美術館はもちろん県の施設なので、そちらのほうには説明しておりますけれども、そういう美術館関係の団体には説明しておりません。

○前田政明委員 美術館を運営する場合、いろいろと専門家の皆さんも含めて、協力して運営するということになっているんでしょう。

○萩尾俊章文化課班長 はい。そういうことは必要です。

○前田政明委員 そういう形でいろいろな大学の先生その他がいると思うのだけれども、そういうところの肝心な県立博物館・美術館を支える方々への説明はやっていないのか。

○萩尾俊章文化課班長 やっておりません。

○前田政明委員 教育委員会は喜んで、今度このように知事部局に変わることを、どうぞ結構ですと、教育行政に合ってますということでやったのですか。

○萩尾俊章文化課班長 先ほどありましたように、博物館あるいは博物館相当施設というのは、社会教育法とか、博物館法に定めた社会教育施設ですので、そういった点ではきちんとした形で運営されるべきだと思っておりますので、今回事務委任ということになりますけれども、そういうところは新たな部に移っても教育委員会としてはきちんと運営されていくように調整を図っていきたいと思っております。

○前田政明委員 県立博物館・美術館をつくった際にも、随分大きな運動が起こったんですよ。私も修正案を出しましたよ。対案でこの博物館・美術館は別々にすべきだと。美術館は、美術関係者が現代美術館と一沖縄の米軍占領下におけるアジア、それからアメリカを含めた特殊なこの沖縄の中における芸術、

美術を展示するんだと。そこに沖縄県民の置かれた苦難を表現しているのが沖縄の美術館だという議論もかなりありましたよね。また博物館は博物館の関係でずっと学芸員などをふやして、美術館の問題でも学芸員の確保の問題とか、イベントのいろいろな問題とか、民間委託をやつたらどうなるのかとかいろいろなことがあって、本当に皆が待ちに待った美術館というものがある面ではねじ曲げられてしまって、博物館法の趣旨からいっても分離できるものを、いや、1人の館長だと言って、本来美術館の館長、博物館の館長というかなりの知識その他のことが求められる中で、ある面では一商業主義的と言つたらまずいと思うのですけれども、美術館の皆さんやその他の皆さんからすると本当に残念だと。一生懸命盛り上げてきたけれども、結果的には行政のやり方によってという形の中で美術館問題、博物館問題があったと思うのですよ。そういう面では、私は教育委員会から大事な琉球列島、沖縄の一本土ともある面では文化的に違う。これをただ文化イベント、観光という一先ほどのどうしたら観光客を寄せられるか、どうしたら効果的にこれを広げるかという形を目的とする部に移すということは、沖縄県民にとって大変な損失になると思いますよ。私どもはそう考えておりますけれども。あとはやはり観光を考えるのであるならば、私は本当に琉球列島を自然遺産登録を含めて、この沖縄の宝を守るためにどうするのかということをしっかりとやる。部が頑張る。そしてあとは農林水産業一本本当に農業、水産業はその中でしか生活できませんよ。農業、水産業が破壊されたら地域の生活はないですよ。それでは生活はどこに行っても同じようにスーパーが並んで、大きい画一的なところしか沖縄はなくなりますよ。地域に人が住む。やはり限界集落をなくしていって、そういう面では農業、水産業をしっかりと守っていくということが大事ではないかなと。そういう面では先ほどもありましたけれども、関係部局としっかりと協議してやると。そういう面では観光部なり、本当に思い切って観光産業が中心になるような、先ほど言いましたホテルの皆さんのが救われる。本当に身近になってホテル業者によりよき相談相手になって、そして来年からは職員も採用すると。雇用の問題でも実際上なかなか臨時、アルバイトの時給も大変低いでしょう。そういう面で私はそのところを開拓していくために、総務部長を含めて尽力しなければならないと思います。

それと最後に先ほどの空手道会館（仮称）とか県立郷土芸能会館（仮称）。これは結構ですけれども、これは部の改編をしなければいけないのですか。

**○兼島規総務部長** 事業できないということではなくて、それぞれの縦割りの一申しわけございませんけれども、部局のほうで分散されているものですから、

ある面で観光の視点が大変大事だということで、その視点を入れながら県立郷土芸能会館（仮称）であり、空手道会館（仮称）をつくっていくと。そういうことで組織の再編が加速させるということでございます。

○前田政明委員 行政機構ですから、やはり県民にとって効率的で効果的な機構改革というのは普通の条例案ではないと思うのですよ。県政全体にわたる。我々県議会議員にとってみるとどのような行政機構が最も効果的なのか、それはどうなのかと。それから教育委員会の理念、文化環境部の理念は何なのかと。そういうことで常任委員会もそれぞれ配置されて、所管事務調査というものもあるわけで。それをきょう追加資料をみせてもらって、今質疑しているのですよ。これだけ大事な沖縄全県の機構ですよ。説明に来たときには、まだ詳しいものは決まっておりませんという形で終わっておいてですよ。私は本当にそういう意味では一ほかの条例も大事ですけれども、機構全体にかかわる、今後の行政の運営、ある面では知事の公約全体にかかわる、そういう大事なものを議論する場合には、それなりの全体的機構の中がわかって、先ほど私が言った環境の問題その他の問題を含めて、総合的に沖縄県庁の機構がこのように変わると。それが知事の公約だとわかるような形にしていただきたいし、そういう面では少なくともこれは継続審査ではないかなと思います。終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第5号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第19号議案当せん金付証票の発売について、審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 平成22年第6回沖縄県議会（定例会）議案（その2）の31ページをごらんください。

乙第19号議案当せん金付証票の発売について、御説明します。

この議案は、平成23年度において本県で発売する当せん金付証票、いわゆる宝くじの発売総額について、当せん金付証票法第4条第1項の規定に基づき議決を求めるものであります。

発売総額は、142億円以内を見込んでおります。

以上、乙第19号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第19号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複するがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第19号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、総務部関係の陳情平成20年第83号外19件の審査を行います。

ただいまの陳情について、総務部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明願います。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 ただいま議案となりました総務部関係の陳情案件について、お手元にお配りしております総務企画委員会陳情説明資料に基づき、御説明します。

資料の2枚目及び3枚目の陳情一覧表をごらんください。

総務部関係の陳情は、継続19件、新規1件となっております。

継続の陳情平成20年第83号から陳情第163号までの19件については、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

20ページをお開きください。

沖縄県私立中学校高等学校協会、会長稻福達也氏他1名から提出のあります陳情第204号私学助成に関する陳情について、説明します。

私立幼稚園、小学校、中学校、高等学校に対する経常費補助については、国庫補助金や地方交付税の算定単価、他県の動向等を勘案し、今後とも経常費助成等の予算措置に努めてまいります。

私立学校の校舎等の改築については、基本的に学校法人の責任において整備されるものであることから、国庫補助の対象となっておりません。

本県の厳しい財政状況を踏まえると、独自の助成制度の創設は困難な状況にありますが、校舎等整備に関する支援の拡充等について、今後とも国に対し要望するなど努力してまいります。

以上、総務部所管の陳情につきまして、処理概要を説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複するがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 今の新規陳情の事項2ですが、この陳情事項は「インターナショナルスクール校舎の整備費とは違う」と書いてあるわけだから、それに対して、処理概要の中でもその理由を書かないといけないのではないかですか。

○兼島規総務部長 先ほど補正予算の審査のときに少し申し上げましたが、この時点の陳情のときには、具体的な老朽校舎の改築等々についての支援という形でのお話ししかなかったですから、そういう処理概要になっておりますけれども、ここのほうは「国に対して要望するなど、努力してまいります。」と表現しておりますけれども、その後、各種団体のほうから具体的にどういった内容なんですかとお聞きしましたら、自分たちのところでも今のところまだ調整されていないくて、改築に向けてのどういった要求なのかということについてまだまとまっていないというお話をしたので、そこにつきましては先ほど補正予算の審査のときに私が申し上げましたように、今後意見を聴取した上で適切に処理したいと思っております。

○前田政明委員 いや、私が言っているのは、ここに「インターナショナルスクール校舎の整備費とは違う」と書いてありますよね。ですからただ皆さん的一方的な説明ではなくて、違うということに対する処理概要の中でその違いについて、皆さんは法的に仕事をされているわけだから、私学助成の独自の助成制度の創設は困難だと。では、なぜインターナショナルスクール校舎の整備は独自の助成制度の枠外なのかということはちゃんと説明しておかないといけないのではないか。実質的にそれがやられているわけですから。そういう面では独自の助成制度の創設は困難な状況にありますけれども、困難な状況にあるけれども、なぜインターナショナルスクール校舎の整備ができるのかという説明がないですよ。処理概要には。

○兼島規総務部長 今少し処理概要で申し上げたのは、要するに国庫補助の対象になっていないというのが厳しいですよという1つの要件です。もう一つは独自の助成制度を創設してほしいという要望なんですね。そこにつきましては財政状況を踏まえると、支援が厳しい状況ではありますけれども、支援の拡充等について国に要請するのはもちろんですけれども、先ほど補正予算の審査時に説明しましたとおり、私学団体のほうからこの助成制度の中身一校舎改築をどこまで、どういった形で整備してほしいという具体的なものがないものですからこういう表現になっておりますけれども、今後意見を聴取しながら、それにつきましては適切に処理するということでございます。

○前田政明委員 先ほども質疑したからあれですけれども、すなわち「インターナショナルスクール校舎の整備費と違う」というところの違いがないように、しっかりと対応に努力するということですか。

○兼島規総務部長 ここで要請者のほうがおっしゃっているのが、インターナショナルスクール校舎整備費と違って、既存の私学には校舎を改築する補助金の制度がないと。これは国の制度がないということなんです。インターナショナルスクールは先ほど議論がございましたけれども、私どものほうでは地域おこし一私学の助成ということではなくて、地域おこしという観点からの国・県の助成措置なんですけれども、私学の見方はそうではなくて、インターナショナルスクールはやはり私学ですから私学に対する何らかの国・県の措置がされているんだと。それとの見合いでもって私学についての校舎の改築についても独自の助成制度をつくってくださいという要望と承っているものですから、こういう処理概要となっております。

○前田政明委員 私のところに他府県の私学関係者から電話があったんですよ。これは私学ですよね。助成できたのはすばらしいことではないですかと。これをぜひ広げたいのだけれどもということで、自分たちもこれを政府に要請したいという問い合わせがあったんですよ。そういう面ではこれはそういうよい方向に一やはりだめだということではなくて、本来私学は地域おこしとしても、学校の先生含めてその他地域おこしでは一何度も言いますけれども、既存の私立学校が大いに地域おこしどころか、雇用の面でも人材の問題でも頑張っているわけですから。私が言いたいことは、そのように注目されている。そういう面でちゃんと法のもとの平等といいますか、やはりひとしく恩恵を受ける権利はあるわけですから、そういう面では日本の国家の法制度の中で政治的に判断してやれるということではなくて、本当に同じように私学であるならば平等にその恩恵を受けると。そういう面ではインターナショナルスクール校舎の整備に対して国が補助金を出すことは大いに結構だと。では沖縄でそれをやるならば、そういう形のものを当然行政の恩恵をひとしく受ける権利があるということで、これを先例としてちゃんと国に補助ができるように制度化してほしいという思いで電話があったんですけども。そういう面では私は少なくともそういう立場で県もこのインターナショナルスクールの問題を足がかりにして、やはりしっかりと私学の皆さんのがんにこたえる方向で理論的にも皆さんにきっちりと仕事をして、整備して、大変困難な中での一ちょうど老朽校舎が建てかえの時期ですから、何らかの形での制度が実現できるように、ある面では沖縄の振興策の中での位置づけとか、戦後米軍占領下の中でも一貫して教育を支えてきたと。少なくともそういう意味では沖縄の状況からしても云々これはやり方がいろいろあると思いますから、今の私学の皆さんのがんが経済的にもしっかりと経営ができる、この老朽校舎が耐震度も含めて生徒が安心して学べる環境をつくるために全力を尽くしてほしいと思います。最後にお願いします。

○兼島規総務部長 老朽校舎の改築等については、国の助成制度はございません。その中で沖縄の公立学校等については高率補助での改築費用があります。そこらあたりをとらまえまして、その差分一オールジャパンの差分と沖縄県独自でやっている公立学校の差分、これはやはりウチナービケンといいますか、沖縄の独特なものであれば、そこらあたりは引き続き国に対する助成を理論づけて求めていくことも大事だと思います。ただ一方では、先ほど来一先だっての2月定例会での附帯決議もございます。私学団体は国の助成制度を待っていない状況ですので、県単費で何とかしてほしいという要請ですので、そこ

の部分は今回の措置との均衡上ということを頭に置きながら、何らかの形ができるのかどうか、それについては意見交換をしながら検討していきたいと思います。

○前田政明委員 そういう立場で見直していただきたいということで終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で、総務部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、乙第9号議案工事請負契約について、審査を行います。

ただいまの議案について、企画部長の説明を求めます。

川上好久企画部長。

○川上好久企画部長 乙第9号議案の工事請負契約について、御説明いたします。18ページをごらんください。

この議案は、南北大東地区での県域地上デジタル放送実施を目的に、沖縄本島と南大東島を結ぶ放送伝送路構築の一環として、前の工程で製作した海底光ケーブルの敷設及びそれに接続する地上部の放送伝送路構築に要するものです。

契約の方法は随意契約。契約金額は9億300万円。契約の相手方は西日本電信電話株式会社沖縄支店を予定しております。

配付の地上デジタル放送推進事業のイメージ図で、事業概要と今回の工事概要を説明します。

1ページをごらんください。

本事業は、地理的な関係でテレビの地上放送波が届かないため、東京都の小笠原諸島向け衛星放送を視聴してきた南北大東島において、県域の地上デジタル放送が視聴できる環境を構築するために海底光ケーブル等の放送伝送路及びテレビ中継局整備を行うものです。

続いて2ページをごらんください。

上の図は、沖縄本島から南大東島までの海底光ケーブル敷設ルート上の水深図であり、浅い沿岸部から、水深約6500メートルの琉球海溝まで大きな水深の差がある中を敷設していくことを示しております。

下の写真は、海底光ケーブルの外装の例であり、浅瀬では厳重な外装を、深海においては薄い外装となることを示しており、前の工程において今回の敷設ルートに適した外装を施した海底光ケーブルの製作を行っています。

今回の工事は、前述の敷設ルート上に海底光ケーブルを敷設していくものであり、別途発注のテレビ中継局整備とあわせて、平成23年7月の地上デジタル移行までに放送を開始する計画をしております。

説明は以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○當間盛夫委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより、乙第9号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複するがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員

○前田政明委員 この随意契約という理由は何ですか。

○川上好久企画部長 今御説明したとおり、工事自体が非常に特殊なものでございまして、また、これを整備した後県と一緒にになって保守運用とか、負担金が検討できるような相手でないといけないということで、事業者の要件としまして技術力だけではなくて、県との共同敷設、県の現行負担の範囲内一今小笠原のテレビ中継ございますけれども、その負担の範囲内で共同運営ができる能力が必要ということで、そういう条件でプロポーザル方式による企画提案を公募いたしました。その結果、その公募に対する提案はNTT西日本1者だけが手を挙げたという状況もございました。また、こういう条件のもとやれるところは少ないということをもって、今般随意契約という形で行ったものでござい

ます。

○前田政明委員 地上デジタル放送一地デジはいつからでしたかね。

○川上好久企画部長 来年の7月でございます。

○前田政明委員 そういう意味では北大東村、南大東村は間に合うわけですか。

○川上好久企画部長 その予定で事業を進めています。

○前田政明委員 ちょっと関連で、この地上デジタル放送のことでうちの国会議員と一緒にあちらこちら回ったんですけど、沖縄県が非常に切りかえがおくれていると。そういう意味で間に合うのかと。特に先島一宮古・八重山含めですね。それから先ほども議論がありましたけれども、ホテル関係とか、部屋のテレビですね。そういう面が非常に弱いということで、それと設備そのものが非常におくれているというような形で、本当にこれはどうなるかと。あちらこちら調査回って、ひょっとしたら来年受信できない県民がけっこういるんじゃないかなということを実感したんですけども、そこはどうですか。

○川上好久企画部長 確かに、現時点において全国で一番低いレベルになっているわけですけれども、沖縄の特殊性として1つは離島の多さとか、年収の低い方々がおられるところも多いということと、あと1つは沖縄の県民性といいますか、非常にのんきな部分もあるということで、これから年明けにかけてふえていくのかなとは見てています。県のほうも支援策を実施しております、今アナログ放送でその支援策については周知をしています。そういうものを活用しながら今後ふえていくものと見ております。

○前田政明委員 先ほどの全国と沖縄の加入率というか、切りかえ状況の数字だけ言ってくれませんか。

○武村勲情報政策課長 数字のほうを御説明させていただきます。平成22年9月に総務省が公表した資料—これが最新でございますが、沖縄県は78.9%、そして全国平均は90.3%ということで、11.4ポイントの差となっております。

○前田政明委員 ついでにホテル関係の切りかえ率。

○武村勲情報政策課長 これはまだ速報値しか出ておりませんで、詳細な分析は国の方からも発表されておりません。それとホテル関係という形では数字は毎回発表されておりませんので、このほうはないかと思います。

○前田政明委員 県として押さえていますか。

○武村勲情報政策課長 この調査は国の全国調査ということになっておりまして、県として把握はしておりません。

○前田政明委員 これは他府県ではほとんど掌握していて、私も国会議員と同席していて思ったんですけれども、那覇市安謝にありますよね—その何というか忘れましたけれども、地デジの対策のところ。それで沖縄で非常に不安なのは旅館・ホテル関係。この実態が掌握されていない。そのことが少し問題ではないかということがあって。ですからここは県民がひとしく、また観光客含めて受けるための設備としては最低必要だと思うのだけれども、そこを見通しとしては皆さんとしてどのように見ているのですか。この実態については全く関係ない、掌握する立場にないですか。

○川上好久企画部長 こういう、業種別の統計はとっていないということなんですけれども、この辺はもし必要があれば、観光商工部等々から情報を収集したいと思います。

○前田政明委員 これはぜひ掌握しないと大変なことになると思うのですよ。そういう面では、経済的な対応ができないで困っているのか一個人ならあるけれども、これは営業ですよね。そういう面では、そのところはぜひ早急に掌握して対応しないと間に合わないのではないか。もう一つは、電気店のない離島、これはどうなのかということで、要するに切りかえようにも電気店がない島がいっぱいあるわけですよ。そこに住んでる方々はお年寄りやそういう方々が多いこともあるけれども、そこに対しては、県としてどのような対応を考えていますか。

○武村勲情報政策課長 確かに、沖縄県につきましては、電気店のない離島が約20カ所ございます。これは国、それから国の委託先でありますテレビ受信者支援センター—デジサポと連携しまして、7月から渡名喜村を始めとして

ことし12月まで全離島をすべて一緒に回って、市町村とも連携して普及に努めているところでございます。

○前田政明委員 そうそう、デジサポに行ったんですよ。そこで今の電気店も連れて行って—それでも全部ではないというのです。要するに、その日に全部来られているわけではなくて。やはりこれはどうなんでしょうか。そういう面では、地デジ化がおくれていたこと也有って、沖縄県として判断しないといけないのは、ほんとにこれは一来年の7月ですか。それまでに県民がひとしく受信ができる状況にあるのかと。このところの判断が非常に大事ではないかと。そういう面で私どもも調べて、うちの塩川国會議員はこの前も質問していますけれども、沖縄においては宮古・八重山含めて大変だったと。そういう面では、本当にこの実施時期にできるのかと。場合によっては、延期することも必要ではないかと。民放関係者などとも琉球放送株式会社でお会いして、意見交換して、放送関係者はぜひ実施できるようにしてもらいたいという要望は承ったんですけども、ただ実際上、市町村やさっき言った電気店のない離島、それから宮古・八重山、それからこの説明にもあるように、南北大東村でもこれから受信できる施設の準備をすると。そういう面では、政府との関係では沖縄県として、やはり県民がひとしくデジタル放送が受信できる状況にあるのかという判断が、特に問われると思うのですよ。私どもの塩川国會議員は、そのところは延長も含めてこれはちょっと間に合わないと、そういう面で対応することも必要ではないかということを国会で質問しているのですけれども、沖縄県としてはどのようにお考えなのでしょうか。実施時期に向けて、このまま突入しても大丈夫かという判断が非常に問われるところですし、先ほど言った、そういうところの対策も特化して急がなければならない状況ではないかなと思うのですけれども、そこに対して何らかの形の施策はありますか。

○武村勲情報政策課長 先ほど委員が言われましたように、電気店のない離島、これについてはまだ十分でないところもありますので、デジサポと一緒に2回目、3回目という形で今後また一年明けに伺う予定をしております。それから来年の7月に迫っておりますけれども、県民がひとしく受信できるよう、放送事業者、それから国一総合通信事務所と連携しまして、現在、広報、それから支援策を強化するような形で調整をしておりますので、それに間に合わせて全部進めていきたいと思います。

○前田政明委員 終わりますけれども、企画部長、これは先ほどのホテル含め

てよく状況を踏まえて、やはり場合によっては間に合わないと。そういう面で少なくとも時期を延ばすべきだという提言も必要になってくる状況が今の状況ではないかと思うのです。そこも含めてぜひしっかりと恩恵が受けられるようになんと国との関係、また沖縄県独自の状況を判断して、いやいや、県民の何割かが受信できないという状況になることは許されないと思いますので、そのところの決意だけお願いします。

○川上好久企画部長 今情報政策課長のほうからもございましたけれども、離島の多い本県においては少しほかの県と違う状況もございますけれども、デジサポ等々と連携をしながら、2回、3回と十分サポートする形で、7月の地デジ移行に間に合わせていきたいと思います。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 確認させてください。これはいつまでに工事が終わるんですか。工期が入ってないよね。どうなってますか、具体的に。

○武村勲情報政策課長 今回の敷設工事は来年3月に予定しておりますけれども、場合によっては繰り越して、少なくとも来年の7月には間に合わせて、その辺の開通、また中継局の整備もあわせて開局ができるような体制をとることになります。

○照屋守之委員 来年の7月と言ったら……。受信機は全部やらないといけないわけでしょう。工事は3月に終わるということですか。

○武村勲情報政策課長 受信機は、もう既にいろいろな形で整備が進んでおります。

○照屋守之委員 対象は何世帯ぐらいありますか。

○武村勲情報政策課長 両島合わせまして800世帯でございます。

○照屋守之委員 このケーブルは工事をやりますよね。その後の維持管理とかはどうなっていくのですか。

○武村勲情報政策課長 維持管理は共同で行えるような形で業者の選定を行っております。

○照屋守之委員 その経費はどうなるんですかということですよ。

○武村勲情報政策課長 経費につきましては、県、両村、それから放送事業者がこれまで費用負担しておりますので、これまでの費用負担の範囲内ができるということを条件に、現在工事を進めております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第9号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、企画部関係の陳情平成20年第60号外27件の審査を行います。

ただいまの陳情平成20年第150号を除く陳情28件について、企画部長の説明を求めます。

継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

なお、陳情平成20年第150号につきましては、知事公室と共に管になっておりますので、知事公室関係の陳情審査のときに一括して説明を求め、審査を行いますので、御協力をお願いいたします。

川上好久企画部長

○川上好久企画部長 企画部に関する請願及び陳情案件につきまして、お手元の総務企画委員会請願及び陳情に対する説明資料により、処理方針を御説明申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、目次の1ページから3ページにかけまして、陳情の一覧表がございます。企画部関係の陳情につきましては、継続の陳情が28件、新規が1件となっております。

継続審査になっている陳情については、前回の処理方針に変更はございませんので説明を省略いたします。

それでは、新規の陳情について、御説明いたします。

29ページをお開きください。

陳情第192号石垣空港発着路線の航空運賃低減を求める陳情について、御説明いたします。

石垣路線を含む離島路線については、航空機燃料税並びに国管理空港の空港着陸料及び航行援助施設利用料の軽減により運賃の低減化が図られています。

さらに平成9年より県管理空港の着陸料を軽減することにより、航空会社において、離島住民を対象とした割引運賃を設定しております。

しかしながら、県は、人的・物的な移動にかかるコストが依然として割高な状況にあると認識しており、航空運賃の低減化に向けた新たな仕組みが構築できるよう検討していきたいと考えております。

以上で、企画部に関する陳情案件の処理方針の説明を終わります。

○當間盛夫委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複するがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企画部関係の陳情平成20第150号を除く陳情28件に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、乙第1号議案沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例について、審査を行います。

ただいまの議案について、知事公室長の説明を求めます。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 それでは、乙第1号議案の御説明をいたします。

資料の平成22年第6回沖縄県議会(定例会)議案(その2)をごらんください。

1ページをお開きください。

乙第1号議案沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料については、地方自治法第228条に基づき、地方公共団体の手数料の標準に関する政令で定める金額を標準として条例で定めることとされています。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可等の申請に対する審査、完成検査前検査、保安に関する検査手数料の額が引き下げられました。

政令の一部改正に伴い、特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料等の額を改める必要があります。

以上、乙第1号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○當間盛夫委員長 知事公室長の説明は終わりました。

これより、乙第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 この特定屋外タンク貯蔵所というのはどんなものですか。

○又吉進知事公室長 屋外タンク貯蔵所というのがございまして、そこに例えば原油とか、ガソリンとか灯油、重油といったものを貯蔵するわけでございますけれども、その最大数量が1000キロリットル以上のものを特定屋外タンク貯蔵所と申します。

ちなみに、500キロリットル以上1000キロリットル未満の準特定屋外タンク貯蔵所と呼んでおります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 先ほどの1000キロリットル以上に関する事業所というのはどのぐらいあるのですか。

○又吉進知事公室長 県内で平成22年3月末現在ですけれども、特定屋外タンク貯蔵所が135、準特定屋外タンク貯蔵所が38でございます。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、前田委員から準特定屋外タンク貯蔵所の定義の再確認、特定屋外タンク貯蔵所の具体的な場所等についての確認があった。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、知事公室関係の陳情平成20年第65号外8件及び企画部関係の陳情平成20年第150号の審査を一括して行います。

まず、知事公室関係の陳情9件について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 ただいま議題となっております知事公室所管に係る陳情につきまして、御説明いたします。

知事公室所管の陳情は、継続9件であります。そのうち1件は、企画部との共管となっております。

継続審査となっている9件につきましては、前回の処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○又吉進知事公室長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、陳情平成20年第150号について、企画部交通政策課長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

下地明和交通政策課長。

○下地明和交通政策課長 陳情平成20年第150号航空自衛隊那覇基地へのF15戦闘機配備などの機能強化に反対し、那覇空港の民間専用化を求める意見書の可決を求める陳情については、前回の処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○當間盛夫委員長 交通政策課長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複する様ないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

執行部の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、乙第8号議案沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例について、審査を行います。

ただいまの議案について、警察本部生活安全部長の説明を求めます。

波平明生活安全部長。

○波平明生活安全部長 お手元の平成22年第6回沖縄県議会（定例会）議案（その2）の17ページ、乙第8号議案をごらんください。

沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

まず、改正の経緯及び改正の必要性について御説明いたします。

平成22年7月9日付で、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部が改正され、法で規制しているラブホテル等営業の要件が拡充されたほか、出会い系喫茶営業が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する店舗型性風俗特殊営業として、新たに規制の対象に加えられ、平成23年1月1日から施行されることになりました。

法の規定により、店舗型性風俗特殊営業につきましては、学校や図書館などの保護対象施設の敷地の周囲200メートルの区域内では営業を行うことはできません。

これに加え、法から委任された県条例の規定により店舗型性風俗特殊営業の種別によって、営業ができる地域や時間等についても規制されております。

今回、新たに店舗型性風俗特殊営業として規制対象に加えられた出会い系喫茶営業については、少年の健全育成や善良な風俗環境の保持といった観点から条例を一部改正し、営業を禁止する地域や営業を制限する時間等について定める必要があります。

改正内容につきましては、現在規制されているテレホンクラブと同様に、出会い系喫茶営業についてもその営業を禁止する地域を県内全域とするとともに、営業時間については午前0時から日の出時までの間を制限するものです。

なお、施行期日は、改正政令が施行される平成23年1月1日を予定しております。

以上で、乙第8号議案の説明を終わります。

○當間盛夫委員長 生活安全部長の説明は終わりました。

これより、乙第8号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複するがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 議案補足説明資料のチャート図の1から6までについて、営業場所一例えは学校などから200メートル以上離れていないといけないとか、先ほど午前0時以降は営業させないとか。大体主にこの2つですか。

○波平明生活安全部長 今あります出会い系喫茶ー那覇市牧志のほうに1店舗ありますけれども、沖縄県青少年保護育成条例では商業地域だったらできると。それで営業時間は24時間できますよと。それを今度の施行令の改正によりまして、県内全地域で営業できませんというのが1点目です。しかし、既に1店舗ありますので、既得権が発生しておりますので、その店舗については営業できます。それから営業時間については、24時間営業を午前0時から日の出までの間は営業させませんよというのが2つの大きなポイントです。

○新里米吉委員 出会い系喫茶は今のお話でよくわかったのですが、ほかにもたくさん書いてありますね。いろいろファッショナブルとかよくわけのわからないものが。こういったものも含めて何らかの制限があるわけでしょう。

○波平明生活安全部長 ちょっとわかりやすい図面をお配りします。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、追加説明資料を委員に配付)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

波平明生活安全部長。

○波平明生活安全部長 あと1つの改正のポイントは、現在類似ラブホテルというものがあります。これはカーモーテルに外觀がよく似ているのですけれども、カーモーテルとしての規制の対象にはなっておりません。これが上の図1号、2号、3号と説明を読んでもらえばわかると思うのですが、こういう形態のものはカーモーテルとして認められておりません。例えば3号の場合ー図を見てもらいたいのですけれども、通路がございます。通路と書いてございますね。外から通路が見えれば、カーモーテルとは認めないというのが現行の規定です。これが政令の改正によりまして、下の図のように通路が見えようが見えまいが、外から通路ーアベックが歩いているのが見えようが見えまいが、カーモーテル、類似ラブホテルとして規制しますよということです。

ただし、上のような形態での営業につきましては、既得権がありますので、そのまま届け出がありましたら営業してもよいですよと。

○新里米吉委員 規制がやや強化されたということですね。

○波平明生活安全部長 規制の対象に入りますよということです。今まで紛らわしいカーモーテルとかありましたけれども、規制しますよと。

○新里米吉委員 カーモーテルもどきがあったけれども、このもどきもカーモーテルと同じように規制しますよと。

○波平明生活安全部長 はい。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員 この改正のポイントとしましては何なんですか。なぜこれを改正するに至ったのですか。

○波平明生活安全部長 こういうカーモーテルとか、類似ラブホテルとかはそういうところで児童買春が一例えれば去年1年間で県内で37店舗利用されております。ことしの10月末現在で22店舗ですね。そういう児童買春の温床になっているということと健全育成によくないということで、規制の対象にしましようということで政令が改正されております。

○山内末子委員 結局、犯罪防止につながるということですね。

○波平明生活安全部長 青少年の健全育成と犯罪防止につながるということです。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第8号議案に対する質疑を終結いたします。  
説明員のみなさん、大変御苦労さまでした。  
休憩いたします。

(休憩中に、説明員等入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、公安委員会関係の陳情平成21年第100号及び陳情第168号の2件の審査を行います。

まず初めに、陳情平成21年第100号について、警察本部交通部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

北川秀行交通部長。

○北川秀行交通部長 公安委員会所管に係る陳情平成21年第100号県道222号線への信号機・横断歩道設置に関する陳情につきましては継続案件でありますが、処理方針に変更がありませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○當間盛夫委員長 交通部長の説明は終わりました。

次に、陳情第168号について、警察本部生活安全部長の説明を求めます。  
波平明生活安全部長。

○波平明生活安全部長 陳情第168号八重山観光振興に関する陳情における、マリンレジャーの安全確保と質の保持のため、県条例で営業を許可制にすることにつきましては継続案件であり、処理方針に変更がありませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくお願いします。

○當間盛夫委員長 生活安全部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複するがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うよ

うお願いいいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で、公安委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等退席)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の順序及び方法について協議)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

前田政明委員。

○前田政明委員 乙第5号議案につきましては、審査の中でもいろいろな問題が出てまいりましたので、継続して審査をする必要があると思いますので、継続審査の動議を提案いたします。お諮り願います。

○當間盛夫委員長 ただいま、乙第5号議案に対し、前田委員から継続審査の動議の提出があります。

よって、この際、乙第5号議案に対する継続審査の動議を議題といたします。

これより、本動議を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、閉会中継続審査とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

(举手)

○當間盛夫委員長 可否同数であります。

よって、委員会条例第14条の規定により、委員長が本動議に対する可否を裁決いたします。

委員長は、乙第5号議案について継続審査とすることと裁決いたします。

次に、乙第1号議案から乙第4号議案まで及び第8号議案の条例議案5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案5件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案から乙第4号議案まで及び乙第8号議案の条例議案5件は原案のとおり可決されました。

次に、乙第9号議案及び乙第19号議案の議決議案2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第9号議案及び乙第19号議案の議決議案2件は可決されました。

次に、甲第1号議案平成22年度沖縄県一般会計補正予算（第4号）の採決を行いますが、その前に意見、討論等はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 詳しくは本会議でやりますが、やはり県議会の附帯決議に対する対応になっておりますので、反対したいと思います。

○當間盛夫委員長 ほかにありませんか。

(「意見・討論なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより甲第1号議案平成22年度沖縄県一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○當間盛夫委員長 挙手多数あります。

よって、甲第1号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した乙第5号議案沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例、陳情57件及びお手元に配付しております本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申

し出したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、地方議会の機能拡充・活性化を求める意見書及び公職選挙法の改正を求める意見書を議員提出議案として提出するかどうか協議したが、意見の一致を見なかった)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委 員 長 當 間 盛 夫